

平成25年2月定例会 過疎・人権対策特別委員会（付託）

平成25年3月6日（水）

〔委員会の概要〕

藤田委員長

ただいまから、過疎・人権対策特別委員会を開会いたします。（10時39分）

直ちに議事に入ります。

本日の議題は当委員会に係る付議事件の調査についてであります。付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において説明または報告すべき事項があれば、これを受けることといたします。

【説明事項】

- 追加提出案件について（資料①）

小谷保健福祉部長

2月定例会に追加提出いたしております過疎・人権対策関係の案件につきまして、御説明申し上げます。

私のほうからは一般会計予算及び特別会計予算の総括並びに保健福祉部関係について、御説明させていただきます。

それでは、お手元に御配付の過疎・人権対策特別委員会説明資料（その3）の1ページをお願いいたします。

まず、一般会計の総括表でございます。関係する5部局におきまして予算の補正をお願いいたしております。総括表の一番下の計の欄に記載しておりますとおり、今回20億3,767万5,000円の減額補正をお願いするものでございまして、補正後の予算総額につきましては388億1,845万1,000円となっております。

最上段に記載しております保健福祉部関係につきましては、19億9,860万7,000円の減額補正をお願いするものでございまして、補正後の予算総額につきましては384億9,731万9,000円となっております。財源につきましては財源内訳欄に記載のとおりでございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。

特別会計の総括表でございます。総括表の一番下の計の欄に記載しておりますとおり、今回6,002万7,000円の減額補正をお願いするものでございまして、補正後の予算総額は8億1,587万3,000円となっております。その内容につきましては、福祉こども局こども未来課で所管しております母子寡婦福祉資金貸付金特別会計で6,002万7,000円の減額補正をお願いするものでございまして、補正後の予算総額につきましては1億6,025万円となっております。

続いて、3ページをごらんください。

ここからは部別主要事項説明でございます。保健福祉部関係におきましては、人権推進課を初め7課で予算の補正をお願いしております。主なものについて順次、御説明させて

いただきます。

初めに、人権推進課関係でございます。人権施策推進費の摘要欄①人権啓発推進費の減により、人権推進課合計といたしましては854万1,000円の減額となっております。

次に、福祉こども局地域福祉課関係でございます。社会福祉総務費の摘要欄①の社会福祉振興対策費の増により、福祉こども局地域福祉課の合計といたしましては7,031万円の増額となっております。

次に、福祉こども局こども未来課関係でございます。4ページをお願いいたします。

母子福祉費の摘要欄①のイ、母子家庭自立支援給付費補助金7,719万1,000円の減額は、母子家庭の母親の安定的な就業促進を図るための母子家庭高等技能訓練促進費が、当初見込みを下回ったことによるものであります。児童福祉施設費の摘要欄①児童福祉施設整備事業費5,434万2,000円の減額につきましては、保育所施設整備事業等の額の確定によるものであります。福祉こども局こども未来課の合計といたしましては2億1,501万円の減額となっております。

5ページをお願いいたします。

福祉こども局障害福祉課関係でございます。障害者福祉費の摘要欄②の障害者地域生活支援費の減により、福祉こども局障害福祉課合計といたしましては575万1,000円の減額となっております。

次に、医療健康総局医療政策課関係でございます。医務費の摘要欄①のア、医療提供体制確保総合対策事業費の5億4,632万6,000円の減につきましては、県立三好病院の救急医療機能整備に対する補助金等について、事業の進捗状況によりまして減額補正を行うものであります。医療健康総局医療政策課の合計といたしましては6億5,087万8,000円の減額となっております。

6ページをお願いいたします。

医療健康総局健康増進課関係でございます。公衆衛生総務費の摘要欄①のア、小児等医療給付事業費につきましては、小児慢性特定疾患の医療給付費等が当初見込みを下回ったことによりまして、5,089万5,000円の減額となっており、医療健康総局健康増進課合計といたしましては7,335万7,000円の減額となっております。

次に、医療健康総局長寿保険課関係でございます。老人福祉費の摘要欄①のア、後期高齢者医療給付費負担金でございますが、これは、医療費の伸びが当初見込みを下回ることから、2億6,000万1,000円の減額補正を行うものであります。

7ページをお願いいたします。

摘要欄⑦のイ、介護保険財政安定化基金事業費につきましては、市町村に対する貸付金の所要額見込みにより、2億2,542万8,000円の減額補正を行うものであります。医療健康総局長寿保険課合計といたしましては11億1,538万円の減額となっております。

以上、保健福祉部関係では最下段に記載のとおり、補正前の額404億9,592万6,000円に対しまして、今回補正額19億9,860万7,000円の減額となり、補正後の予算額につきましては384億9,731万9,000円となっております。

続いて、8ページをお願いいたします。

(イ) 特別会計でございます。福祉こども局こども未来課におきまして、母子寡婦福祉資金貸付金特別会計について貸し付け申し込み額が当初見込みを下回ったことにより、

6,002万7,000円の減額となっております。

次に説明資料の最終ページ、14ページをお願いいたします。

繰越明許費でございます。上段の福祉こども局こども未来課の児童福祉施設整備事業費におきましては、民間保育所等の増改築などの工事完了予定が次年度になる見込みでありますことから、6億3,720万9,000円の繰り越しをお願いするものであります。その下の医療健康総局長寿保険課の老人福祉施設整備事業費におきましては、小規模特別養護老人ホームの整備工事の完了予定が次年度になりますことから、5,220万円の繰り越しをお願いするものであります。合計といたしまして、2つの課で6億8,940万9,000円をお願いいたしております。

以上が2月定例会に追加提出いたしております保健福祉部関係の案件でございます。よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

石井地域振興総局長

続きまして、政策創造部関係で追加提出いたしました案件につきまして、御説明申し上げます。

お手元の説明資料1ページをお開きください。

一般会計歳入歳出予算についてでございます。政策創造部の補正額は総括表の上から2段目の政策創造部に記載のとおり、200万円の増額をお願いいたしております。補正後の予算額は250万円となっております。

次に、9ページをお開きください。

政策創造部の補正予算の内容についてでございますが、表の地域振興総局市町村課集落再生室、地域振興対策費の摘要欄①過疎等振興費におきまして会議開催費用の所要見込みの確定に伴い、200万円を増額することといたしたものでございます。

以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

妹尾県民環境部長

続きまして、県民環境部関係で追加提出いたしました案件につきまして、御説明申し上げます。

お手元の説明資料1ページをお開きください。

一般会計歳入歳出予算についてでございます。県民環境部の補正額は総括表の中段、県民環境部の左から3列目に記載のとおり57万4,000円の減額をお願いいたしております。補正後の予算額は2,153万9,000円となっております。財源につきましては財源内訳欄に記載のとおりでございます。

10ページをお開きください

今回の県民環境部関係の補正予算の内容につきまして、御説明申し上げます。県民スポーツ課関係でございます。（目）体育振興費の摘要欄①県民総体育推進費におきまして、所要見込み額の確定に伴い57万4,000円を減額することとし、補正後予算額は2,153万9,000円となっております。

今議会に追加提出いたしております県民環境部関係の案件は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

久住商工労働部副部長

今議会に追加提出しております商工労働部関係の案件につきまして、御説明申し上げます。

お手元の委員会説明資料（その3）の1ページをごらんください。

商工労働部の平成24年度一般会計歳入歳出予算につきましては、表の中段に記載のとおり2,669万2,000円の減額をお願いしております、補正後の予算額は5,508万7,000円となっております。

11ページをごらんください。

部別主要事項につきまして御説明させていただきます。労働雇用課、産業人材育成センターでございます。雇用促進費の摘要欄の①職場適応訓練補助事業におきまして、職場適応訓練の事業実績見込みに伴いまして、2,669万2,000円の減額を行うものでございます。

以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

佐野教育長

続きまして、教育委員会関係の追加提出案件につきまして、御説明申し上げます。

お手元の委員会説明資料の1ページをお開きください。

一般会計歳入歳出予算総括表でございます。教育委員会関係の補正額は総括表の下から2段目でございますように1,380万2,000円の減額となりまして、補正後の予算額は2億3,899万4,000円となっております。財源につきましては財源内訳欄に記載のとおりでございます。

12ページをお開きください。

補正予算の内容についてでございます。まず学校政策課関係でございますが、教育指導費におきまして、②学校教育振興費のア、道徳教育総合支援事業の国庫委託金の額の決定等に伴いまして、総額で773万6,000円の減額となっております。

次に特別支援教育課関係でございますが、教育指導費におきまして、①特別支援教育振興費のア、とくしま特別支援トータルネットワーク事業の国庫委託金の額の決定に伴いまして、91万8,000円の減額となっております。

続きまして人権教育課関係でございますが、教育指導費におきまして、③国庫返納金の所要見込額の決定等に伴いまして、総額で64万2,000円の増額となっております。

13ページをごらんください。

最後に生涯学習政策課関係でございますが、社会教育総務費におきまして、②青少年教育費のア、放課後子ども教室推進事業の市町村補助金の決定等に伴いまして、総額で579万円の減額となっております。

以上でございます。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

藤田委員長

以上で説明は終わりました。

それでは質疑をどうぞ。

来代委員

簡単に伺います。この過疎対策の特別委員会に人権がついておりますので、過疎地に住んでいる人の人権、あるいは生きるための力っていうんが大いに議論されるべき委員会であろうと思います。そういう意味において、一番偉いのは石井さんが総局長で、過疎で偉いんかいな、縦割り行政あるいは、もうよその部のことは知らんわとかでなしに、過疎と人権の中でまとめて答弁してもらって、それぞれの部でやるんだったら、例えば土木関係だったら県土整備委員会でやってくれとか、過疎でも農林関係だったら経済委員会でやってくれとかいうことのないように、一体感のある委員会だと、とっとってもよろしいんでしょうか。一番偉い人、答えてくれませんか。

石井地域振興総局長

先ほど予算案についても御説明させていただきましたとおり、新たな過疎対策ということで検討させていただいたところでございます。これにつきましては、庁内のすべての部局にもいろいろ御相談なりさせていただく中で取りまとめたものでございまして、そうした一体感を持って取り組んでいるところでございます。

来代委員

田舎でおったら一つはスギ花粉症、もう一つは田舎の人は何かようわからんので、PM 2.5 やいうたら午後2時50分にオスプレイが爆弾でも落とすんかと勘違いする人もおられますし、とにかく田舎におると中国には黄砂と大気汚染で悩まされ、きょうからはアメリカのオスプレイで悩まされる。もちろん総務委員会でやるべきことでありましょけども、子供と年寄り、病人は騒音で寝れんと言うし、あるいは落ちてきたら逃げる道もないと言うし、やっぱりそこで生活しとる人のためにオスプレイ対策、PM 2.5 対策というものについて、どういった対策を考えてくれとんでしょうかね。これは部が違うからよそのことじゃと、石井さんとかここの部長級はとらえとんでしょうかね。

小谷保健福祉部長

ただいま来代委員のほうから、オスプレイまたPM 2.5 といったところで県民全体の重要な課題ではありますが、とりわけ過疎地域におきましても高齢者の方が多いといったところで、そうしたオスプレイなどいろんな県民生活への大きな影響が考えられる場合について、当委員会の我々関係部局がどのように取り組んでいるのかという趣旨でお尋ねであろうかと思っております。

県におきましては、まずオスプレイは突然の米軍等からの通告もあって、昨日、早速各部連携のもとでどのように対応していくかということで情報の収集、共有を図ったところであります。今後につきましては関係方面へ強く申し入れるべきことも含め、庁内一丸となって情報収集と今後の対応について取り組みを既に昨日から進めているところであります。

またPM 2.5 の対策につきましては、さきの本会議におきまして御質問いただいて、健康被害が心配されますことから、まず県内におけます観測体制を十分はっきりさせる。また高齢者、子供たちへの情報提供、速やかな対策が必要でありますので、すだちくんメー

ルを通じて、いかに県民の皆様方に迅速に的確に情報を提供するか、そういったところも全庁的な体制を今進めているところでありますので、今後も県庁一丸となって、過疎地域を含めて県民の方々への安全・安心といったテーマについて、しっかりと取り組んでまいりたいと、このように考えております。

来代委員

過疎地は消防も少ないし、消防団員も少ないし、病院も少ないっていうことで、もしものときの対策は慎重に、今から万全の体制を組んどってほしいことを強く申し込んでおきますけれども、それはまた石本さんが答えるのかな、それでお願いしておきます。

同時に、この予算書を見たら、皆さん予算ようけ組んでくれとるけども、県土整備部と農林水産部の予算がないんですよね。ゼロなんです、補正なんか見ましてもね。301万2,000円だけで、補正ゼロとかね。特に過疎地を代弁いたしますと、四、五日前の徳島新聞には山城町白川谷川が地すべりで大変で、いかにももう崩壊寸前と大きく取り上げられました。ところが過疎地ではああいう山城町白川谷川だけじゃなくて、井川町においても池田町漆川においても、今テレビ、新聞が三連動地震対策で津波だとか、大きな金額、予算がどんだんどんついてくるものの、過疎地においては山津波、いつ山が崩れるかわからない。雨が降るたびに心配で、毎日毎日雨が降るたびにどこに逃げようかと荷物をつくって心配する人が、地震、津波が来る海岸線の人より少ないけども、一人一人の人間が大事だと、皆さん心配なさってんですよ。ところが農林にもこれだけ公共工事がふえるといっても予算の追加がない。県土整備部も補正がない。この地すべり対策について一体どう思っておられるのか。徳島新聞でもあれだけ大きく取り上げておりました。山城町だけが地すべりがあるのか、三好市全体がもっともっと地すべりするのか、どのように把握されておられるか、農林水産部そして県土整備部の偉い人にお聞きしたいんですが。過疎地では何割の町、どこの町で、どれだけ地すべりで、安心できる場所はどこかということをお願いします。農林水産部と県土整備部と分けて、お願いします。

峯本農林水産部副部長

委員から御意見ございましたように、過疎地域におけます地すべり対策、防災事業というものは非常に重要なウエートを占めています。農林水産部におきましても地すべり対策は重点的な対策ということで進めておりまして、地すべり地の指定につきましては、ほぼ100%が過疎地域に集中しているという状況でございます。今お話もございましたように、平成23年の台風12号、15号の集中豪雨によりまして、特にお話のありました井川町でも甚大な地すべりが発生して、市道の分断、それから住んでおる方が一時避難したということもございました。その対策につきましては23年度の発災直後から災害復旧事業それから災害関連事業、現在におきましては地すべり対策事業によりまして、集中的な対策をやっているという状況でございます。

長野県土整備部次長

委員からのお話でございますけれども、県土整備部におきましても地すべり対策を初めとする治山事業は大変重要な事業と考えてございます。まず指定地の状況でございますが、

国土交通省所管の地すべり防止区域の指定につきましては、準過疎地域を含みますけども、約9割が過疎地域でございます。あと1点、山城町以外ということでございますが、委員からもお話ございましたが、井川町で23年9月の台風で数箇所の崩壊等がございました。ということで災害関連の事業を入れましたり、地すべり事業を入れまして、ハード・ソフトの整備を進めているところでございます。

来代委員

私が聞いたのは、それとともに広さどれぐらいあるんですかと。総面積でどれぐらいあって、過疎地が100%と言ってくれても、徳島県内の何%がそういう地すべりの危険地帯で、そして何戸ぐらいが心配しとるかという数字を出してください、両部で。

戸根建設管理課長

県土整備部でございますけれども、本県の地すべり防止区域は県下で432カ所、これは国土交通省所管でございます。総面積は約2万3,000ヘクタールでございます。このうち、先ほど次長からも御答弁いたしましたように、91%が過疎地域でございまして、面積は約2万1,000ヘクタールとなっております。

来代委員

何戸ぐらい住んどんですか。

戸根建設管理課長

申しわけございません。戸数については今手元に資料がございません。また後ほど御報告させていただきたいと思っております。

峯本農林水産部副部長

農林水産省所管の地すべり地域は県内で約1万8,480ヘクタールでございます。そのうち1万8,362ヘクタールが過疎地域に入っておりまして、99.4%という状況でございます。

来代委員

4万ヘクタールが過疎地域で地すべりなんですよね。ほんでこれ、何するったって、予算書見たら地すべり対策とか防災対策の予算が一つも入ってない。これは逆に言うたら、知事の方針とは思いませんけども、これは助からない命だから予算組まなんだんですか。それとも、もうちょっと予算を組んで助かる命に入れてもらえるんですか。その辺の計画っていうのはどうなっとんんですか。

藤田委員長

小休します。（11時04分）

藤田委員長

再開いたします。（11時04分）

来代委員

今も何か言うと、これは県土整備部で、農林水産部でとなる。この縦割りが結果的に、そこにおられる過疎地の土地を一生懸命守って、そこで住んできた人の生活が忘れられとんですよ。これが堂々と、今、委員長、副委員長がおっしゃったように、たとえこれが県全体のことであろうとも、すぐに答えられるような、皆さんがその数字を把握していない。余りにも過疎地をばかにしないでほしいというのが私の本心の願いであります。

それで過疎地ではどういった結果か、消防団員すらも1人減り、2人減り、消防団の維持も今までは40歳を超えたら消防団をやめてもいけよった。今は65歳が来ても消防団に入らなったら、やっていけない。そこまで人がいなくなって、公共工事に携わる人たちも手伝ってくれない。やっぱりここはこの過疎対策の石井総局長の連携のもとに、県土整備部長も農林水産部もおられますから、もっと真剣に過疎地の消防団員の確保、そしてそこに住んでる人を守るための工事を早急に進めてほしいんです。

そこであえてお伺いいたしますが、過疎地のこれだけある地すべりで心配しよる人のために、技師がおらんだの、あるいは書類が不備だのというのを踏み越えて、今の三連動地震対策と同じぐらい、きちんとした地すべり対策の工事に早急に取りかかってほしいと思うんですが、過疎地はほっとかれるんか、過疎地にもっとやってくれるんか。これは、委員長よろしいですな。きちんとお答えください。

長野県土整備部次長

委員からのお話でございますけれど、過疎地域につきましての自然、経済的な話あるいは社会的な条件が、非常に不利な条件がございます。そういった中で地すべり等の土砂災害を初めとしまして危険性も高いといったことで、また高齢化も進んでいるということで、大変厳しい環境に置かれていることは十分認識してございます。特に本県の過疎地域におきましては、一つは建設業の就業人口あるいは生産額の比率を見ましても、過疎地域というのは非常に高い、建設産業が一つの大きな基幹産業であるといったこともございます。といったことで、災害時の復旧活動あるいは地元の経済活動になくしてはならない産業ということでございます。地すべり対策事業を初め、こういった事業をしっかりとやっていくためにも、建設業の育成を初めとしまして危険な箇所、緊急性のあるところから十分対応してまいりたいと考えてございます。

峯本農林水産部副部長

過疎地域におけます建設業というものは、1次産業であります農林水産業と同様、地域の方にとっては基幹産業でございます。ましてや、その住んでおられる方の安心・安全というものを確保するのは我々として当然のことでもありますので、今回の2月補正で国の補正にも追随したり、それから当初予算でもしっかり予算を確保して、地すべり対策をしっかりとやっていくという決意しておりますので、よろしくお願いたします。

来代委員

そしたら、ちょうど海野県土整備部長さんもおられますし、農林水産部の偉い人もおら

れますんで、どうですか、ことしも繰越額がいっぱいありますわね、県土整備部も農林水産部も。これ、あえて繰り越さずに、きょうから早急にこの金を過疎地の地すべり対策に使うと。海野部長いかがですか。そうやって、全部は使わんでいいけども、この繰越額の中から2億でも3億でも5億でも、とにかく過疎地の地すべり防止対策事業に優先的に使うと、ちょっと一言おっしゃっててもらえませんか。

長野県土整備部次長

地すべり対策事業、繰り越しを回してでもやれないかというようなお話でございます。地すべり対策事業を初めとしまして、この2月の議会におきましても先議で補正をいただいております。来年度当初を含めまして、今年度の事業費の1.4倍ほどを確保いたしまして、積極的にやってきたと考えてございます。公共事業はほとんどが補助事業等でございます、財源なり国費というのがございますので、繰り越す予算をほかに回すというのは非常に厳しいものがございますが、今回いただいた補正予算ですとか来年度当初予算、切れ目なく、しっかりとやってまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

来代委員

それとついでに、建設管理課長さん、やっぱり田舎では皆さんがこれまで何年かにわたって業者いじめのような結果になった、いじめかどうかわかりませんが、業者を厳しい環境に追い込んだ結果かどうかわかりませんが、作業員が少ない、技師がいない、今は何とか何をやるにも規則、規則で、入札方法も毎年毎年変わって大変なんです。だから過疎地においてはそういったものはある程度県のほうでカバーしてあげて、1カ所に1人の技師が24時間とかいろいろありましようけども、入札もどうのありましようけども、とにかく業者のためでなく地元の人たちの心配、不安を取り除いて、そして工事はダンピングをしてやっとするんでなしに、公共工事は少々そこに経費がかかっても、そこに働く人の収入とそこに働く人たちが税金を納められる、保険を掛けられる、そういう意味の公共工事であってほしいんです。それだけに、そういった厳しいんでなしに、少々余裕を持って、温かい土木行政で取り組んでいってほしいんですが、いかがですか。

戸根建設管理課長

ただいま委員から過疎地域の建設企業の育成といったような御質問をいただきました。近年、公共投資の減少、それから長引く不況等の影響によりまして、建設企業は厳しい経営環境に置かれております。また入札制度におきましてはダンピング対策はもちろんのこと、建設企業の健全な競争環境の整備といったことで、これまでもさまざまな改革を実施してきたところでございます。またこの補正等の予算に伴う工事量の集中、これによります入札の不調等が懸念されますことから、また人材の不足なども心配されておりますので、これらに対応すべく、去る2月28日付で主任技術者あるいは現場代理人といった現場に張りつかなければいけない技術者の配置条件を緩和したところでございます。今後とも過疎地域はもちろんでございますが、建設企業が工事を受注しやすくなるように入札制度の改正はもちろんでございますが、建設企業の健全な発展を支援してまいりたいと考えており

ます。

来代委員

もう終わりますけど、吉田福祉こども局長さん、結局、消防団員が減ったのも、公共工事が減って、建設業が減って行って、消防団に入った学校の教師なんか一人もおりませんよ。赴任してきても金曜日の夜から月曜の朝までおれへん。学校の先生であっても、地元におれへん。消防団も入ってない。県の職員やってそうじゃ。結局、地元の役場の人か地元の商売人か地元の公共工事に携わる人たちが消防団に入って活動している。土木行政がどうやったかしらんけど、結果的に消防団員もだれもおらんし、何もしてくれんようになって田舎に住めんようになったから、過疎が進んでいっきょる。過疎地を救うためにも、保健福祉からも消防団員確保のためにも、きちんと公共工事が必要で働く場が必要じゃと教えてやってくれませんか、答弁の格好で。

吉田福祉こども局長

今、来代委員のほうから福祉の観点から過疎地の安全な生活、そして福祉の向上も含むと思いますけれども、取り組むべきでないかという御意見だったと思います。私ども福祉行政といたしましては、基本的に市町村と一体となって県民福祉の向上に取り組んでおります。今後とも市町村のほうと話す機会もございますので、委員御指摘の地域の発展、そして安全・安心という部分についても、しっかりと市町村と話も進めていきたいと思っております。

古田委員

私は、まず雇用の問題でお伺いしたいと思うんですが、今報告のありました商工労働部の関係で、雇用促進費が5,414万2,000円だったのが、半分くらい減額されて2,745万円になってるといふ報告があったんですけど、どうしてこんなに残るんでしょうか。もっとしっかり事業を行っていただきたいと思うんですが、半分近くも残すような、そういうのはなぜでしょうか。

新居労働雇用課長

今、古田委員から2月補正、職場適応訓練の補正についてということでございます。この職場適応訓練につきましては国と県で実施しておる事業でございます。まず仕事につきたいという求職者の方が企業に就職する際に、特に対象となっておりますのが障害者の方ということでございます。事業主の方も障害者を雇うのに不安があるというようなことがございますし、障害者の方もいきなり仕事につくのは不安であるというような状況がございますので、ハローワークのほうで事業所さんと相談いたしまして、1年間あるいは6カ月間実際の職場を体験していただいて、どういう仕事を行っているんだと。そして実際仕事をやっていくことによって、引き続き就職できるかどうかを見きわめるといふか、まさに適応できるかどうかという訓練でございます。それに伴いまして事業主さん、あるいは求職者の方に訓練手当というのを支給しております。

この大きな減額になりました理由は昨年度の23年度実績が29名、年間そういう方がおい

でした。本年度の実績は13名ということで大きな減額補正になっておるんですけど、これは逆に言えば雇用が進んでいると。そういう職場適応訓練を受けずに事業主の方が雇用していただいたということでございます。それから最初の報告でも副部長のほうから申し上げましたけど、障害者の雇用というのは過去最高の数字になっております。そういった点からこういう補正額になったというところでございます。

古田委員

せっかく組んだ予算を十分使っていけるようにぜひ進めていただきたいというふうに思います。

それと人権を守る、働く人たちが本当に安心して働けるようにするということでは、臨時職員・臨時教師というのではなくて、正規の雇用を進めるというふうなことが大変、今大事になってきていると思います。徳島大学の教職員のほうで正規の先生方にアンケートをしますと、3年とか5年とかの契約が決まった職員の制度というのは、その期限が切れてしまって新たな人を採用すると、また一から教えないかとか、1カ月おいて採用ということになると、その1カ月間は自分に全部仕事が回ってきて大変負担になるとか、いろんなことで正規の方々が、そういう非正規はやめて無期の雇用にしようということで、約1,000人の方々を希望する方には無期の正規の雇用にするという制度をこの4月1日から始めるという、労働組合に対して画期的な対応を結果的にしてくれたんです。

その改正労働契約法のポイントでは無期労働契約への転換ということで、有期労働契約、パートとかアルバイトとか派遣社員とか契約社員とか嘱託とか、そういった方々が通算5年を超えたときは、労働者の申し込みにより期限の定めのない労働契約に転換できるルールだということで、徳島大学でこういう前進が見られるわけですけれども、私は自治体労働者の間でも広がっているこの非正規の職員、それはやっぱり解消していくべきだと思います。ここへは出てこられてないんで病院局のほうにお聞きすると、県立病院の場合、お医者さん19人、看護師さん105人で、全部で279人が臨時職員だと。企業局でも4人おいでますし、県庁のほうでもたくさんおいでると思うんですが、ここでは教育委員会の方が参加してくれてますので、正規の職員にという方向でぜひ進めていただきたいと思うんですが、今現在、教育委員会のほうでは小中高のほうで臨時の人たちというのは、どのくらいの数が雇用されているんでしょうか。

松山教職員課長

ただいま古田委員のほうから、教員におけるいわゆる臨時教員の数の問題について御質問がございました。小中学校の場合で申しますと養護教諭、栄養教諭を除いた数でございますけども、平成24年度定員内欠員でございますと222名、率にして4.83%でございます。それから産休・病休等の補充の教員でございますと77名ということになっております。高等学校におきまして本年度98名が定欠という形になっております。それから率にして6.14%でございます。産・育休等の補充が61名でございます。それから特別支援学校の場合は本年度122名定員内欠員ございまして、率にして18.05%と。産・育休等の補充が34名というふうなこととなっております。

古田委員

先生から教育を受ける子供たちというのは、すべて同じような教育を受ける権利があると思うんです。先生が臨時教員であって、次の採用がどうなるかわからないとか、どこへ行くかもわからないというふうな不安な気持ちで仕事をしておれば、それはやっぱり子供たちへの影響というのも大きいと思うんです。ですから、まずは、定欠といって担任を受け持って、ほかの正規の先生方と同じ仕事をする、1年間ずっと採用される、そういう先生方というのは正規教員にするべきだと思うんですけれども、そういう方向というのはお考えなんでしょうか。

松山教職員課長

ただいま古田委員のほうから、定員内欠員教員を減らして正規にというふうな御意見、御質問ございましたけれども、今後の児童生徒数の減少あるいは学校統廃合による定数の減少等を考えますと、現状で必要な教員をすべて正規で賄うということは、ちょっと困難でございます。例えばある年、退職者が多いからといって、その分を全部正規にしてしまうと、その後定数が減ったりとか、そういうふうな状況の中で教員が余ってくるというふうな状況もございますし、あるいはまた加配につきましても、今年度こういう教育課題で国から加配いただいたんだけれども、それがいつまで続くかわからないというようなこともございますので、そういう点で定員内欠員の先生方が存在すると、全国的にもそういうふうな状況になってございます。しかしながら委員御指摘のとおり、学校の教育力の向上のためには、やはり正規教員を適正に配置していくことは大変重要なことだと考えておりますので、今後とも長期的な視野に立って計画的な教員採用に努めてまいりたいというふうに考えております。

古田委員

この改正労働契約法では、通算5年を超えた場合には定めのない労働契約に転換できるというふうなルールですけれども、臨時教員の場合でしたら5年以上も勤めておられる方もたくさんいるわけで、そういう人の場合はやはり正規に。いろんな審査などはされるとは思いますけれども、問題のないそういう先生方は正規に採用していくと、そういう方向で行うべきだと思うんですけれども、その点はいかがでしょうか。

松山教職員課長

ただいま長期に臨時教員で勤めている先生方のことについての御質問をいただきましたけれども、地方公務員法の関係がございまして、地方公務員法では臨時教員は1年を超えて採用することはできないという形となっております。しかし現実には本県の臨時教員の先生方を見てみても、長期にお勤めなさっている方もおいでます。その方は日ごろ学校現場で子供たちを教えながら採用試験を受けているという状況もございまして、そういう状況にかんがみまして、採用試験におきまして平成22年度実施の採用試験からでございますけれども、臨時教員に対する特別選考を導入しまして、過去5年間に36月以上、徳島県の小中高等学校・特別支援学校の現場で臨時教員をしている者につきましましては、採用審査の1次試験の教養審査を免除するというふうなことで優遇措置をとっております。過去5年

間で36月以上、なおかつ当年度4月1日から出願までにおいて本県で臨時教員をしているということも条件でございますけれども、こういう方については1次試験の一般審査の教養審査を免除するという形にしております。

古田委員

学力テストなんかで高いところ、福井県などは100%先生の正規採用をして取り組んでおりますので、ぜひ徳島県でもそういう方向にお願いしたいと思います。前にも指摘させていただいたことがあるんですけども、若い人の採用が少ないということで、教育の先生方の中でのいびつな年齢構成なども指摘させてもらったことがあるんですけども、来年度の採用はどうなってますか。

松山教職員課長

ただいま来年度の教員採用試験の見込みについての御質問をいただきましたけど、今後の新規採用につきましては退職者の数、教員配置の基礎となります学級数やあるいは生徒数の動向、それから国の定数改善の状況を見きわめながら、これらを勘案しながら、長期的な視野に立って計画的な採用を進めてまいります。委員御指摘のとおり小中学校で退職者が今後ふえるという傾向がございますので、一度にどっと退職したときに、そのときだけたくさん採るという形じゃなくて、できるだけ前倒しをしながら長期的にいい先生が一定の数採れるような、そういうふうな見通しを立てながら計画的な採用を進めてまいりたいと考えております。

古田委員

ぜひ若い優秀な先生方の採用を広げていただきたいと思います。

次に、先ほどもお話がありましたけれども、PM2.5に対しては本当に小さい子供たちに影響が出ないようにということを願っているんですけども、すだちくんメールを開始して、登録してくれた人にはメールで早くお知らせすると。環境対策特別委員会でこのことをお聞きいたしますと、幼小中高それから保育所といったところにはできるだけ登録してもらって、早く情報が届けられるようにするというふうなことが答弁であったんですけども、すだちくんメールの登録というのはどのように進めておられるのか。幼小中高それから保育所などへの連絡はどのようにするのかということをお伺いしたいと思います。

前田学校政策課長

学校現場におけるすだちくんメールの登録についてお尋ねでございますけれども、すだちくんメールにつきましては、学校全体としての災害発生時の初動体制を整備していく上で効果的なツールというふうに考えておまして、これまでも教職員の登録を進めるために県立学校長あての登録依頼文書を送付するなど、機会をとらえて周知を図ってきているところでございます。昨日、教育委員会のほうでも各市町村教育委員会及び各県立学校長に対しまして、今回のPM2.5に対する対応として改めてすだちくんメールの積極的な活用についてお願いしているという状況でございます。

古田委員

私ら機械に大変疎いもので、なかなか登録をと言われてもできない。できるだけ簡単にできるようにしていただきたいと思うんですけども、これは県民環境部でしょうか。ぜひ操作を、メールアドレスなどを言うと、すぐそこへ送ってくれるとかいうふうに、できるだけ簡単にしていただきたいんですけども、その点はいかがですか。

妹尾県民環境部長

メールの操作を簡単にできればということでのお話でございます。そもそもこのメールにさせていただくということは、気管支に病気をお持ちの方とか、それから今、教育委員会からもお答えありましたように、学校現場とか生徒さんたちに、周知が特に必要というふうな方には個別にお願いして登録していただく、そういう手続を私どもとしても全庁挙げて、各市町村に対しましてもお願いしておるところでございます。

ただ、メールの機械的な操作につきましては、なかなか一朝一夕にボタンを1つ押せばできるとか、なればいいんですけども、なかなかそういうふうにはいかないというのが現状でございまして、それについては私どもの担当課のほうで、こういうふうにとやったらできますよという文書もお送りいたしておりますし、また御照会いただければ丁寧に御返答させていただくということで対応したいと考えております。

古田委員

できるだけ簡単な方法を生み出していきたいとお願いしておきたいと思っております。

次に生活保護の問題で、不正をしてしまって大変御迷惑をおかけしておるんですけども、私は、生活保護を受ける場合に最も困っている問題というのが、住宅の問題だと思います。埼玉県のアSPORTという、あすへのサポートというのをアSPORTと呼んで3つの支援をしているんですよ。生活保護の方に対して生活保護受給者チャレンジ支援事業ということで、一つは教育支援の事業です。それと職業訓練支援事業。それともう一つ、住宅ソーシャルワーカー事業ということです。この学習支援の問題は学習塾などいろんなことで、今、県もこの前も熊本のほうから来ていただいて、今の取り組み状況などを伺うとか、そういうふうなこともされておりますけれども、それから職業訓練の場合は、いろんなところと連携して、これも取り組みを強めておられると思うんですけども、もう一つ、住宅ソーシャルワーカー事業というのをぜひ徳島県でも取り組んでいただきたいと思うんです。

これはどういう事業かといいますと、無料低額宿泊所、埼玉県の場合は無料宿泊所というのが現在45施設、県内であるそうです。ですから緊急の場合、そこへ皆さん入ってもらわなければならないけれども、そういう無料低額宿泊所からアパートなどへの移行に当たっては、福祉事務所がリストアップした対象者に対して、住宅ソーシャルワーカーがケースワーカーとともに支援をしていくというふうな事業で、宿泊者の入所者がスムーズに民間アパートなどに入居できるよう地元の不動産業者や大家の理解を求めていく。業務はアパートの確保にとどまらず、受給者が地域で安定した生活を送ることができるよう生活面でのさまざまな支援を行っていくこととなると。さらに、健康で働ける方については就職や職業訓練の受講に向けた支援にもつなげていくというふうなことで、この3つの事業をそれぞれ

の方々が力を合わせて取り組んでいる事業なんですよね。

埼玉県の場合は人口も多いし生活保護を受けている方も多いので、予算もたくさん組んでいます。この住宅ソーシャルワーカー事業には東部と西部と中央というところに10人ずつお世話する人を配置してやろうというんですね。2億8,856万1,000円の予算をつけて、この24年度は取り組んできたそうです。そういう取り組みをして成果を上げているということなんです。ですから徳島県の場合も、自分で探してきなさいといっても、生活保護を受けようとしている人が住宅を探せるかっていったらなかなか探せないし、いろんな問題がありますので、ぜひ県が率先してこの事業に取り組んでいただきたいと思うんですけども、その点いかがでしょうか。

大西地域福祉課長

今、委員から埼玉県の先進的な取り組みの御紹介がありましたけれども、本県におきまして先ほど出ました無料低額宿泊所というのは施設自体ございません。埼玉の場合はここを核にしていろんな支援をやられているということでございます。とはいえ、生活保護受給者については生活保護費の住宅扶助という形がありますし、福祉事務所のほうで、もし老朽化とか狭隘ということで転居が必要な場合も相談に乗る体制もとれています。ただ、生活困窮者で生活保護に至る前の方々が住宅の確保といいますか、そこの拠点を探しているというふうな場合の支援につきましてですけれども、やはり本県では福祉事務所が当然でございますし、場合によっては市町村の役場もありますので、そちらにまずは相談に行ってください必要な情報提供とか指導、助言を受けるということが大事であるというふうに思います。

また給付にいろいろ要件がありますけれども、生活困窮者の方で失業した期間が2年以上の方を対象にしまして、再就職できるまで最大9カ月間家賃を給付するという住宅手当の緊急特別措置事業というものも、これ国の事業ではございますけれども、これも徳島県実施しておりますので、こういった事業も活用されるということもできます。今申し上げましたように、住宅の支援に関しましてはまず福祉事務所のほうに御相談いただき、それでどうしていくかということ是对応していただくようにするのが、まず一番大事であるというふうに思っております。

古田委員

この埼玉県の場合はNPOが経営主体となって、いろんなものを持ったり、個人のところへも無料低額宿泊所というふうなことで登録してもらって、そこへ住んでもらうというふうなことで、現在45施設で定員が2,455人入れるようになっているんですね。だから、まずは困っている人についてはそこへ入ってもらって、それから民間のアパートとか社会福祉施設とか、高齢でもう施設に入らなければだめというような人には、そういう施設も紹介するというふうなことで最後の最後まで、そしてまた、そこへ入ってからも半年間ぐらいは本当にきちんと生活ができていけようかということで見守りもする。それから若い働ける人については就職の支援もするというふうなことで、総合的な支援をしているんですよ。

徳島県の場合、まずはいろんなところへ行きなさいというふうに言われますけれども、

そこがいろんな住宅を紹介してくれるというところまではいってないこともありますし、それから引っ越し作業についても3者見積を持ってきなさいとか、生活保護を受けようかと困っている人が、そんなことを言われてもできないこともあるわけですね。だからやっぱり総合的な支援というのが絶対必要だと思いますので、県もこの無料低額宿泊所というの、どのようにしていくかということも含めて、ぜひ取り組んでいただきたいと強くお願いしたいんですけれども、いかがでしょうか。

大西地域福祉課長

生活保護に陥る前の生活困窮者の方へのいろんな支援という形で、特に住宅支援ということの御質問でございます。今、国のほうでは生活困窮者に対する支援という形で、取り組みについても検討もされているところでございます。本県におきましても住宅支援も含めまして、生活保護を受ける前の生活困窮者の方への対策については、いろんな面から今後どうしていくかというあたりは検討していきたいと思っておりますので、そんな中でいろんな対策について今後とも取り組んでいきたいというふうに考えております。

古田委員

よろしくお願ひいたします。

次に、男女共同参画の取り組みの問題をお伺ひしたいと思います。課の設置のお願いは届けましたけれども、徳島県の場合、男女共同参画、女性問題に関する推進体制ということで男女共同参画会議がつくられておりますけれども、その構成と開催の状況をお聞きしたいと思います。

手塚人権推進課長

男女共同参画会議の構成と開催状況でございますけれども、徳島県におけます男女共同参画を進めるために県内各層からの委員さんに御参加いただきまして、20名の委員さんで構成しております会議を開催しております。開催につきましては今年度につきましては1回。昨年度につきましてはちょうど今、私どもが進めております男女共同参画基本計画（第2次）を策定するという審議案件ございましたので、昨年度は5回開催しております。その前の22年度につきましては1回でございます。

古田委員

いろんな仕事を持っている委員さんもいたり、いろんな役職の方もいるわけで、年1回の開催ではそれに参加できなければ、参画会議の委員になっているのに、結局1年間何も役割を果たせなかったということになるんじゃないですか。これは委員さんからも意見をお聞きしたことがありますけれども、もっと開催して、そして今の男女共同参画の取り組みがどのような状況になっているのか、そういったことも審議したいという声がありますけれども、もう少し回数をふやして、そして多くの方々の意見を聞いていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

手塚人権推進課長

男女共同参画会議の回数をふやしたらどうかという御提言かと存じます。男女共同参画会議につきましては徳島県男女共同参画推進条例、ここに根拠を置いてございます。その第19条におきまして参画会議の設置目的が規定されてございます。そこには、徳島県における男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を審議するためということでございまして、その運用におきまして必要な、この条例に該当するものについては的確に対応しております。なお、委員さんのほうからそういう意見をということにつきましては、私ども人権推進課がございまして、委員さんの方にも、いつでも御意見等についてはお聞きしますということで、お話しもさせていただいておるところでございます。

古田委員

いつでも意見を寄せてくださいというのではなしに、男女共同参画会議という推進体制をもって推進しようということなんですから、しっかり開催して、取り組みの状況がどうか、どういう点を強めていったらいいのかとか、特に今年度は4月に、また11月にも男女共同参画課を設置してくださいという申し入れも団体の皆さんらと一緒にさせていただきましたけれども、そういったところで出てきたお話しはしっかりと皆さんの御意見を聞いていきたいと、出かけていってでも聞きますわというふうなお話だったじゃないですか。その一番の推進体制という男女共同参画会議が年1回というのでは、しっかりやっているということにはならないように思いますけれども、ぜひ回数もふやして活発な論議をしていただきたいと思います。

それと内閣府のいろんな統計が都道府県別に出ているんですけども、確かに県が置かなければいけない審議会、法令に定められたそういう会議の中には女性の比率は全国トップで、本当に頑張ってくださいと思っていると思うんですが、その中にこういうのが1つあります。男女共同参画関係施策についての苦情の処理を行う体制ということで、徳島県はありますよと、庁内に置いておりますと、人権推進課がそれに当たっておりますということで統計が出ているんですけども、この施策についての苦情の処理、そういうのは寄せられているんでしょうか。

手塚人権推進課長

今、古田委員さんのほうから苦情の処理の申し出、それにつきましても条例に根拠のある仕組みでございまして、現在のところ申し出はございません。

古田委員

それはやっぱり窓口が県民の方に知られていない、そういった問題もあるのではないかと思います。高知県の場合は男女共同参画に限っての第三者機関ということで非常勤の方を3名置いて、そしてその苦情処理に当たっているというふうなことがこの統計でも出てくるんですけども、やっぱりいろんな問題についてお聞きする、積極的に進めるためにも意見をもらうという点では、そういった体制をもっとPRして、いろんな御意見をいただくというふうな取り組みが必要ではないですか。

手塚人権推進課長

私ども人権推進課におきましては、本課におきまして職員2人、それから男女共同参画の推進拠点としましてアスティとくしま内のフレアとくしまに正規職員2人、相談員2人、それから各種啓発等を進めております推進員3人という体制を整えまして、県内全体におけます男女共同参画の意識啓発、人材創造を進めておるところでございます。それから、私どもだけでなしに、県内のNPO等の女性活動団体と一緒にしまして、県内市町村に対する男女共同参画の意識の盛り上げということで、県内市町村をめぐっておるところでございます。

それから、人権推進課が男女共同参画を担うことにつきまして、わかりにくいという御意見もございましたので、昨年4月初めにはホームページの中に男女共同参画施策については人権推進課でやっておりますというような公表もさせていただいております。それから、県内市町村の男女共同主管課長会議等でもさらなる推進等もお願いしているところでございます。私ども県だけではなしに県民、事業者、NPO等々の協力をいただきながら進めておるところでございますので、委員におかれましても今後とも御協力のほどよろしくお願いいたします。

古田委員

この男女共同参画課の設置をと、女性団体36団体104人の方々の名前を連ねて出しております。そのことは、とうによく御存じだと思いますけれども、ぜひその男女共同参画を進めるのを担っている人権推進課からも、4月からの組織体制に向けて声を上げていただきたいということをお願いして終わりたいと思います。

藤田委員長

午食のため委員会を休憩いたします。（11時54分）

藤田委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（13時04分）
質疑をどうぞ。

黒川委員

高齢者福祉の問題について質問させていただきたいと思います。けさ、私6時半ごろウオーキングしとったら、池田大橋、氷点下であったんですが、ウグイスが初めて鳴いているのがわかりまして、下手くそですね今は。全然ウグイスかどうかわからんくらいの鳴き方ですけど、ウグイスじゃなという……（「質問はどんなんだろか」と言う者あり）質問は今のウグイスの鳴き方みたいなたどたどしい、何が鳴いたんかわからんやという話になるかもしれませんが、そこは皆さん方がしっかり酌み取って、こういうことが言いたいんだろうということで、ぜひお願いしておきたいと思います。

よく高齢化という言葉を使いますが、高齢化というのは人口に占める高齢化率が7%というのが高齢化でありまして、14%になれば高齢、21%になったら超高齢とかいう言い方をするわけですが、それはいいですが、徳島県は超高齢社会になっているわけでありまし

て、我が三好市も超々々高齢でありまして、これをどういうように、ここに住んでよかったなど、生まれてよかったなど、ついの住みかとしてよかったなど。もっと言えば老人福祉法ができたときに、それまでの施設が養老院という言葉から老人ホームっていう言葉に名前が、昭和38年ですか、老人福祉法ができたのが1963年、老人福祉法ができたときにそういうこのネーミングを変えることによって、住んでよかったな、生まれてよかったな、ついの住みかとしてここにおいてよかったなということになったと思うんですが、そこら辺について御見解いかがですか。

志田長寿保険課長

黒川委員のほうから特に高齢者関係の施設のお尋ねでございますけれども、委員おっしゃいました老人福祉法に基づいて各種高齢者関係の施設が位置づけられておりまして、それが平成12年の介護保険法の制定によりまして、介護の老人保健施設ということで介護保険法においては特別養護老人ホーム、それから老人保健施設、そして介護療養型の医療施設という3つが施設として位置づけられております。施設系としてはそういうことになっておりまして、あと施設に関係する居住系のサービスとしてはグループホームなども施設系の一部の施設として位置づけられておるところでございます。

黒川委員

私はそこまでまだ言ってないんです。老人福祉法ができたときに、それまでは養老院っていう言葉を使いよった。しかしそれでは余りにも高齢者に感じが悪いということで、老人ホームというホームっていう言葉で、自分の家という感じで老人ホームっていう言葉が使われた。そこに大転換が、老人福祉法ができたときに起こったんですね。イメージ的にも変えよう、施設の的にも整理しようということで、養老院から老人ホームということにネーミングが変わったんです。それは単にネーミングを変えるだけじゃなくて、アットホームでやっぱり自分の家と変わらんような形にしていこうという法律の趣旨があったわけですが、そこら辺は御存じですかと言うたんです。知らなかったら知らんでいいです。

志田長寿保険課長

老人福祉法におきましては有料の老人ホームというものも位置づけられておりまして、それは介護保険法とは違いますけれども、法律に基づく一つの施設として位置づけられております。それで委員のおっしゃるとおり、その老人福祉法の制定から介護保険法の制定を経て今日に至るまで、施設の処遇において、おっしゃったような家族的な中で快適に過ごしていただけるような施設の充実を図っていくということは、脈々と受け継がれているところだと思っております。

黒川委員

そういった時代が、経済成長と同時に人間らしい、人らしく扱ってもらおうということでホームという言葉が使われてきて、養護老人ホーム・特別養護老人ホームと今でも使われているんですが、そんな言葉の変遷があったということでもあります。

それでパネル使ってくださいか。全国的に65歳以上の人口がこういう形で、この将来の

推計については国立社会保障・人口問題研究所が、高齢者65歳以上がふえていっていると。これはもう御存じのとおりでございます。徳島県も同じような形でふえているんですが、これで全国の場合は2025年まで数がどんどんふえていっているんですね。徳島県はどうなるかったら、徳島県の場合は高齢化率は上がっていきますけど、65歳以上が占める人口は日本総体より減るんですね。これは御存じのとおりでありますけど、例えば国の場合は2025年からでもふえていくんです、65歳以上は国全体では。徳島県の場合はそれより早く減っていくときがちゃんと推計人口として出とるわけでありまして、それで徳島県がいつから減っていくかというのは御存じですか。

志田長寿保険課長

現在、私どものほうが推計しておる数字によりますと、平成32年、2020年ごろに高齢者の人口が約24万3,000人と推計しておりまして、そのころが数としては、高齢者の人口としてはピークであろうというふうな予測をしております。

黒川委員

今、課長が教えてくれたように、徳島県の65歳以上の数字については平成32年が24万3,128という数字がピークで、その後は減っていくのではないかというような、平成42年は平成32年より減るといえますね。減るんです。しかし全国的に見れば、この数字は平成32年から平成42年についてもふえていると、増加しているというコーホートセンサスがあります、推計が。それでいいですね。

それで、徳島県の場合は平成32年までふえていくという数字がある中で、現実に今何が起こるとかといえば、徳島県内では老人ホームやそういう居宅、在宅も施設も足らなくて困っているということを高齢者からいろいろ相談を受ける。きょうおいでとる委員の皆さんも多分、病院から施設へ出えっていうたって行くところないわ、どないしてくれるんぞということで、施設を探すたってどこもいっぱいじゃと言われるということで、別の言葉でどんなことが言われるかといったら、この具体的な数字としては待機者という言葉が使われているんです。施設に入りたくても入れない。それがこれずっと統計をとってないわけでありまして、一番新しい平成23年に出した統計がありますが、どれぐらいの待機者がおいでですか。

志田長寿保険課長

施設入所についての待機者の数でございますけれども、委員おっしゃいましたように、平成23年の1月時点で県と市町村によりまして特別養護老人ホームの待機者数の状況というのを調査いたしております。そのときの数字でございますけれども、24市町村合計で約1,700名の特養待機者がいらっしゃると。

（「みよし広域でどれぐらいになりますか」と言う者あり）

そのうち、みよし広域については、三好市と東みよし町につきましては約260名ということでございますが、ただこの調査の中には要介護1、2の認定の方で、将来のことを考えて入所を希望したいという方でございますとか、特養の入居者待機の状態でございましたので、現在は老健とかあるいはグループホームに入られる方の御意向も含めた数字で、

県全体で1,700名、みよし広域で約260名という数字になっております。

黒川委員

待機者が今言ったような数字であるということの中で施設が不足しとるということになるんですが、この施設をどういう形で将来こたえられるようにふやしていくかというのは、国・県・市町村段階でいろいろ計算するというかね、計画を立てるわけでありましたが、それは市町村ごとに介護保険事業計画を立てたり、県が介護保険事業支援計画を立てる。国もそういう形で立てていく中で、この65歳以上の中で要介護が必要、要支援が必要な人たちの施設を拡充していく、広げていく、ふやしていく。そのことが言われるわけでありましたが、待機者がまだ徳島県では平成32年に向けてどんどんどんどん65歳以上がふえていく。65歳以上がふえるっていうことは介護者がふえるということにもなるわけですね。

具体的にもっと言えば、平均寿命が男78歳、女86歳とか言われてますが、健康寿命っていうことから考えたら健康寿命と平均寿命との乖離はすごいわけですが、日本の平均の男と女の健康寿命は何歳になっていますか。

鎌村健康増進課長

ただいま全国そして本県の平均寿命についてのお問い合わせでございますが……（「健康寿命だけでいい、全国の」と言う者あり）健康寿命につきましては男性が70.42歳、女性が73.62歳というところでございます。

黒川委員

男70、女73という数字の中で平均寿命は77歳近く、女の人が八十六、七歳になるので、健康寿命と平均寿命とのギャップは相当あるわけですが、その健康寿命が一番施設もサービスも利用しないでおれるわけですが、健康寿命を超えた分、平均寿命の間のところは施設を使わなければならないということになると思うんですね、在宅サービスか施設サービスかは別として。そうした中で、徳島県の65歳以上の率も数もどんどんどんどんふえてきている状況の中で、施設が今不足して待機者があると。病院から出ようとしても帰れない。もっと言えば、帰れないからいろいろと皆、悪戦苦闘して、議員さんにどこぞないでということをお問い合わせきて、こっちも何するにもできなくて困っている状況なんです。

ここら辺についての問題で、先ほど話をしました市町村ごとに老人福祉計画を立てたり、県ごとに老人福祉計画を立てられるけど、これが市町村ごとに立てて大体高齢者のニーズを問うわけでありまして、その高齢者のニーズっていうのは市町村ごとのカテゴリーだけで問うために、高齢者はその市町村だけで生きていくことはできないわけでありまして、この市町村ごとの福祉計画、この問題で具体的な話をしますと、三好の場合には介護保険が導入される前に8カ町村が1つになって介護保険事業計画を立てるようにして、介護保険料もそこ一発で決めるようになったんですね。合併前は8カ町村だったけど、8カ町村1つで介護保険事業計画を立てて、そして保険料も決めたという中で、今は三好市と東みよし町が一緒になって保険料を決めたり、あらゆる施設の移動も容易にしているわけですが、それ以外のところは市町村ごとに決めとるのが今の状況でありますね。

そういうところの話から進めて、この市町村ごとの介護保険事業計画だけでは不十分で

あると。そこを、全体をカバーするのが徳島県ということになるわけですが、徳島県だけでも私はそれはニーズにこたえられてないんじゃないかという意味で、この介護保険事業計画を立てる場合にはもう少し大きな幅で、四国とか全国までをにらんだ形の、ニーズにこたえられるような計画を立てていく必要が、今、日本総体、中国四国とか各地域にも、県レベルだけでなく、それを大きく広げなければならないような状況に、今の日本は超高齢社会に向かって進んでいますから、なっているんじゃないかということがありますが、ここら辺についての見解はどうですか。

志田長寿保険課長

介護保険制度の運営の広域的な観点から、よりもっと大きな枠組みでの施設整備の枠なり、運営をすべきでないかというようなお話であったかと思えます。広域的な観点から取り組むということについては非常に大事な視点だとは思っておりますが、ただ現行の介護保険制度が、保険者が各市町村ということがありまして、まずは各市町村がそれぞれの住民のニーズまた将来的な予測に応じて、介護保険の在宅サービスそれと施設サービスのバランスをどうとっていくかというようなことを考えて、みずからの介護保険事業計画を策定するというのが基本のところだと思っております。

ただ、県においてはその市町村の計画を踏まえて、県としての介護保険事業支援計画というのを3年に1回つくることにしておりますが、それをつくるに当たりましては各市町村のそれぞれの在宅施設の今後の予測なり、それに基づく施設整備というのは計画の中にどういうふうに盛り込んでいっているのかということを見て、また必要な助言なり、他の市町村への情報提供というのをもいたしますし、それから前回の策定に当たりまして、四国の他の3県が次期の計画の中で施設整備というのをどういうふうに位置づけているのかということも考えながら、第5期の計画を策定したところでございまして、今後ともそういうふうな形で基本は市町村の計画というのでございますけれども、その上に広域的な観点というのをも県として持ちながら、県・市町村と一体となった介護保険事業の計画の策定に当たってまいりたいと思っております。

黒川委員

先ほど三好市の話をしてしまいましたが、8カ町村で例えば西祖谷、東祖谷、山城で介護保険事業計画を立てるよりは、三好郡で立てたほうがよりニーズに対してこたえやすいかというわけで、東祖谷で施設をどんどんつくるといっても難しいし、西祖谷でつくるといっても難しい。しかしそれはなかなかやけど、三好郡広域という形で、介護保険が導入されるときに三好郡1つででき上がって、今それが動いているわけでありまして、これがもう少し美馬とかもっと広い範囲でしなきゃならないという、それが広いほど多く収容ができて待機者が出ないということにもなるわけでありまして。

これが県レベルでは、私は8市15町1村から上がってきたものを、県が網羅してつくって言うけど、県レベルで考えたときも高齢者の待機者がたくさんおる。もっと言えば四国とか全国レベル、東京都で高齢者がどんどん今からふえていくだろう。全国レベルで言うふえていくのに、それを東京都、大阪府、兵庫県だけでこたえようとしても、とてもじゃないがそのニーズにこたえられない。それを徳島県が先発隊として高齢化社会を生き

抜いてきて、どんどん進んでいって、施設が余ったところに、東京や大阪や大都市圏のそういう人たちがどこにも行くところがないというときに、それを受け入れるような素地をつくっていく。これが全国レベルで今考えていく時期に入っているということ、私は言いたかったわけでありませう。

それがたまたま実験台として三好郡がかつての8カ町村から今、東みよし町と三好市だけで共同でやっているこの事務処理の中で、相当ニーズにこたえられているんじゃないかという意味で問うたわけでありませうが、それでもみよし広域で263人。これはダブルカウントということも含めてでも263人おると。このニーズにどうこたえるかっていう意味で考えたら、在宅サービスもふやさないかんけど、施設サービスもふやさなかったら、どうにもこうにもならん。とりわけ三好みたいな過疎のところでは、独居老人がいっぱいおるとこで、自分のとこで住むにも大昔の50年どころか100年前の家で住んでいる人は、段差があつて水道施設もほとんど不備であると。東西祖谷っていうところは一番水道施設がおくれたとこなんですね。飲み水を持ってくるにしても、とてもじゃないが生活できん。冬は凍ってしまう。ホースで対岸の山から引いてきてませうけど、ホースが凍った場合は水が全然来なくなる。これを何とかしてくれというのが今の東祖谷で独居で住んでいる高齢者の状態ですね。

そういった中で何とか生き抜いているけれども、どこか入りたい。入りたいけれど入れないというのが、先ほど数字的に出たのが三好では263人という数字でありますよね。今生きとる人たちが何とかついの住みかとしてでないけれど、住んでよかったな、生まれてよかったなというようなニーズにこたえるには、施設や在宅でいてもできるようなサービスをどう充実するかというのが県の仕事と思ういませう。それについてこたえられて、納得してらつていふか、住んでよかったなと高齢者が思っているかどうか、そこら辺についていふかがですか。

志田長寿保険課長

高齢者の、特に要援護高齢者で、施設入所が必要な状態にある方への介護保険サービスの提供が十分行われているかどうかということにつきましては、これまでも県議会のほうでもいろんな角度から御議論いただいております。ただ一方で、施設整備を進めると介護保険料にはね返ってくるということで、介護保険料についての県民の皆さんの負担感というのが非常に重い。特に徳島県は過去、全国の高いほうから数えて、高齢者の介護保険料が1人平均2番目、3番目というような高いところにありませう。また施設整備もかなり老健を中心に進んでいたということもありませう。介護保険計画も今第5期を迎えておるんですけども、第3期、第4期、過去6年間につきましては先ほど申し上げましたような状況を受けませう。施設整備を抑えてきたというところでございませう。ただ、委員のほうからもお話がございませうように、介護保険施設への待機者がなかなか下げどまらないというような状況を踏まえて、第5期の24年度から26年度の3カ年の計画におきましては市町村のほうとも協議しませう。特別養護老人ホームにつきましては新たに県下全域では204ベッドの増床をするということで、各市町村と協議をして、それぞれにニーズに応じた形で位置づけを行っております。

それで、お話がありましたみよし広域につきましては、今後25年度、26年度の間に新た

に29床の地域密着型の特別養護老人ホームというのが整備される、そういう計画になっておりまして、先ほど少し申し上げましたけれども、いわゆる純粋な施設・サービスではございませんけれども、施設に準じた形のサービスということでグループホームにつきましては、みよし広域におきましては25、26年度の2カ年で36ベッドの整備が進むということになっておりまして、これらの整備を通じまして、すべての待機者の解消にはなかなかつながらないところがございますけれども、ある程度の解消が図られていくのではないかとというふうに考えておるところでございます。

黒川委員

国は37%の参酌標準というのを決めようとしたけれど撤廃しましたよね。撤廃したというのは、それを37%に抑えるということが、要介護2から要介護5の認定者数を抑え込むということではできないように、爆発的に高齢者の介護状態が増加してるということで、平成22年6月18日の閣議決定で撤廃したという具体的な事実がありますね。そういう意味で考えたら高齢者のニーズにこたえて入所できる。入所したい人が基準に合致するとか、できるようにすることが今迫られている。徳島県の高齢者の状況が全国レベルでは高い状態にあるという中で、そういう高齢者を受け入れる施設であったり、在宅サービスを充実するということが一番大事だろうと。

そういう意味で考えたら、先ほど来言っているように、介護保険事業計画を柔軟に取り扱うべきじゃないかと。余りにも何ぼ以下に抑え込むという形で、高齢者が入りたくても入れない。待機者がいっぱいおるという状態を解消することが今求められと思うんですけど、多分その介護保険料の問題もあります。参酌標準の話はお答えできますか。

志田長寿保険課長

委員からお話のありました37%の参酌基準につきましては、以前、厚生労働省のほうが必要介護2から5の介護認定を受けられている方のうち、施設系のサービスを利用する方の割合は37%以内が大体適当であろうということを示しまして、その方向で各自治体が施設整備を考えていくようにというようにございまして。ただそれが、委員お話ありましたように、平成22年6月でしたでしょうか、閣議決定でその参酌基準が廃止されまして、その背景は37%になかなか抑えられないっていうよりも、本県のほうではじいておりますので全国では37%くらいになっておりますので、徳島県の場合はもう少し高いですけど、全国的には30%後半あたりですので、とてもそれが達成できないということではなくて、大きな地方分権の流れの中で、国が施設整備の水準を数字を示して、このあたりで収めるべきでないかということをお願いするのはいかがなものかというような考え方のもとに、そのあたりはやはり自治体、基本的には保険者である市町村、それとそれを支援する県のほうにその辺の考え方はゆだねて、それぞれのニーズ、そしてまた保険料へのはね返りとかを考えながら、施設整備を進めていくべきだろうというような観点から廃止されたものというふうに考えております。

ただ介護保険法では参酌基準のほうの撤廃はなされておりますけれども、各保険者、市町村がみずからの介護保険財政の運営のことを考えたときに、施設整備枠の総量のある程度設定するというのを否定しているものではございませんので、その点、御理解をお願い

いしたいと思います。

黒川委員

ある程度はそういうことも言えますけど、抑え込んで死亡してもかんまんわというような状況は、やっばしままならんわということもあったわけでありまして、今29人以下については、市町村が特別養護老人ホームをつくってよろしいということになったでしょ。それは具体的な事実で、それまでは全部県が抑え込んで、県の計画どおりでなかったらあきまへんって言うたけれど、この参酌標準が撤廃されて、施設の入所者29人以下については市町村が考えてつくってほしいと。ショートステイは当然、勝手にふやして構わないですよということになってるわけですね。この参酌標準を閣議決定で撤廃したというのはそういう意味にもなってるわけでありまして、そこら辺から考えたら、29人以下については市町村が認可するというか、それを決める。30人以上については県が全部認可するようになってますわね。この問題やって柔軟に対応していくべきじゃないかと。

次に話を移します、時間がありませんのでね。この施設はここ10年間くらいはピークだろうと言われておりますね。私は10年後には後期高齢者になるわけですが、後期高齢者になったときに、70歳が健康寿命ということになったら、どこかに入所しとるかもわからんし、もっと早い段階でおだぶつになっとるかもわかりませんが、そういうことで考えたら、皆さん方だってそれに該当しないとは限らん。そういう意味で考えたら、徳島県に行ったら施設はどこでも入所できて、十分満足して本当にホームとしての生き方ができるというような形で整備していく。そして整備した後、ピークを越えた後、空き部屋ができる。空き部屋ができた場合は、それを全国レベルから受け入れるという形に持っていくべきであるというとならえ方をしとんですね、空いたスペースは。それについては全国レベルで受け入れたら、徳島県が損するようにならえ方をする人もおるかもしれませんが、全国レベルから受け入れるようになったら、徳島県はこれで、他県、他市、他町からお金が全部入ってくるという制度がありますわね。これについて説明できますか、簡単に。

志田長寿保険課長

委員からお話ありましたのは住所地特例制度と言われる制度のお話だと思いますけれども、例えば特養とか老健とか、あるいは介護保険法に基づく施設だけでなく、老人福祉法、社会福祉法に基づく有料老人ホームとかケアハウスとかの施設について、例えば大阪市にお住まいの方が徳島県内の施設の中に住居を移されて入所されたという場合、その方が受ける介護保険サービスの公費負担については、今の例で言いますと大阪府と大阪府が支払うということで、徳島県なり徳島県内市町村の負担はそういう意味では発生しないという制度でございます。

黒川委員

今おっしゃったように、もし施設をたくさんつくった後、これがあいてきたときには、大都市から高齢者を受け入れたら、西宮の人が徳島へ来たいと言え、兵庫県と西宮市とそして個人が全部、費用を払うという住所地特例という、介護保険法の13条だったかね、ありますわね。その住所地特例を使えば、そこで高齢者を全国から受け入れた人の費用は

他県から他市町村から持ってきて、そして本人負担は当然本人が負担する中で、徳島県はその雇用の場だけが確保できるという、この住所地特例制度というすばらしい制度を利用して、徳島県は将来に向けて、他県から他市町村から来た人を安心・安全に受け入れるというようなことまで含めた戦略的な施設の拡充をしていくということを私は話したいわけでありませう。

そんな状況で今、日本総体としては高齢化へどんどんどんどん進んでいっているけど、徳島県はその先陣を切つとるような段階で、今困っている人たちを助けると同時に、それがピークを越えたら後は他府県から受け入れて、雇用の場を確保できるような形の福祉を進めていく。そんな先進的な事例をやるべき時期に入っているというのが私の言いたかったことであります。それを40分使ってもったいないですが、今までの徳島県だけで介護保険事業支援計画を立てる、市町村だけで介護保険事業計画を立てる、そんな時代を超えた時代に今入ろうとしている。それを徳島県は戦略的にやっていく。そんな時代に入っていると。

この間も川端先生が鳴門の高校を全国レベル化という話をしました。三好市で同じような形で池田支援学校がありますね。あそこの支援学校の生徒は他府県からどんどん入ってきて、受け入れてしっかり喜ばれとんですよね。国府養護学校池田分校っていうのがありましたが、今独立して池田支援学校。他府県からどんどん入ってきてやられとんですよね。それと同じようなことを福祉の中に導入して、しっかり全国レベルで喜ばれる。そして徳島県はそれで人口がふえていく。元気な人を受け入れる状況はサテライトオフィスというのがありますが、高齢者も受け入れる。そしてそれはお金がついてくるという今の法律の制度から言ったら、それをしっかり受けとめて、戦略的に戦術を多様に駆使するという時代に入っているということを私は言いたかったので、だらだらだらだらと前座が長くなりましたが、そういう意味で徳島県の計画を立てるときに、高齢者をどうふやしていくかという、受け入れていくという形。これは全国レベルではもう始まっとなんですよ。静岡県伊豆町と東京都杉並区が契約して、杉並区から伊豆町が受け入れるような形をどんどん進める。それと同じようなことを池田の支援学校がやってることも事実。そういう意味で発想の転換というか、戦略的な用意をすべきだと思いますが、これについて御意見どうですか。

志田長寿保険課長

先ほども37%の参酌基準の話のときに申し上げましたけれども、大きな流れが介護保険制度の運営なり施設整備について、地域密着型という形で基本的には市町村のほうで、その待機者の状況とか保険料の関係など勘案しながら考慮していくということで、国のほうの支援制度についても、特養で言いますと29人以下のベッド数の地域密着型特養というものについては交付金がございますけれども、それが30人以上の分にはもう国の支援制度がないということで、できるだけ地域密着型で地域のニーズに応じた施設整備というのを進めていこうという流れがございます。それと先ほどからのお話にもございましたような、待機者が現実として多数いらっしゃるという状況の中で、まず県としては市町村のほうと協議しながら、待機者の解消ということについてその方向で必要な施設整備については市町村ともども行っていきたいと思っております。

それと委員から中長期的といいますか、広域的な観点からの御提言をいただきましたけ

れども、介護が必要な高齢者を受け入れるということだけではなくて、元気な高齢者の方でいろいろ二地域居住とかいう形で、第2の人生を他の地域であるいはふるさとに戻って、自分の培ってきた経験とか知識を生かして、地域の活性化に役立てたいとかいう方も多数いらっしゃるかと思いますので、そういう方も含めて徳島県がそういう二地域居住のエリアとして選んでいただけるような形で、これは保健福祉部だけの課題ではございませんので、他部局とともにそういうような生活環境の整備でありますとか、あるいはいろんな就業の場の提供でありますとか、そういうことができるような地域づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

黒川委員

徳島県がパイオニア的にやってほしいということをお願いしたかったわけですし、そういう研究をしてほしいし、全国レベルではそういうことは行われている。徳島県は負けじとその先陣を切れということでもありますから、お金も人も来て、人口はふえるわ、お金は来るわ、雇用の場は確保できるわ、こんなのは一石三鳥どころか五鳥かもわからんのでね。そういった意味でサテライトオフィスっていうレベルじゃなく、サテライトホームっていうんか、サテライトハウスというんか。そういう感じのやり方をすべきだと思うんですが、最後に保健福祉部長の御見解というか、力強い構えをおっしゃっていただいて私は質問を終わります。

小谷保健福祉部長

ただいま黒川委員のほうから介護保険制度について、全体についての今の現状における課題、大きなレビューをしていただいた上で、さらに本県の特徴を踏まえて全国に発信できるようなモデルをつくっていくべきではないか、こういった趣旨のお話であったかと思っております。担当課長のほうからも申し上げましたとおり、23年度の高齢者施設への入所の待機の方を見ますと、やはり260名を超える方がいらっしゃる。これについてはやはり、しっかりとした対応がまず必要であろうと考えております。

（「260は、みよし広域のこと」と言う者あり）

みよし広域のことですね。その中で従来から介護保険制度のこれ一つの運営の基本的なところは市町村単位で、厚生労働省からありました中には県においても広域の観点ということで、みよし広域においても取り組まれるとか、あるいは全県一区で取り組んでいる、こういったこともありましたけれども、要はここでいろいろな問題が出ていることについてはどのように解決していくか。そこについては地域の実情を踏まえながら、弾力的な運用をこれから知恵を絞っていく。そういう時期に確かに差しかかっているのではないかなと思っております。

団塊の世代の方がいよいよ高齢者になっていく。こういうことを考えますと、やはり従来のままで、あした以降の介護保険制度の全体の適切な運用はないといった、しっかりと認識を持って今後取り組んでいく必要があると考えております。その際に現状における課題解決と時間的なギャップがどうなのか。今後さらに高齢化が進んでいくだろうと思っております。それから地域的なギャップ。それは単独市町村だけで解決できるものなのかどうか。そういった地域的なギャップ、これについても十分指摘もいただきまして、考え

ていく必要があるかと思っています。

国におきましては住所地特例でありますとか、いろんな新しいきめ細かな部分の弾力的な運用をしていく上でのツールもできつつありますので、そういった面を活用していくことが大事でないかなと考えております。そうしたところで、今後本県の実情を踏まえながら、委員の趣旨も踏まえながら、本県として受け身の形で超高齢化社会に向かうというのではなくて、そこから今ある我々が持っている福祉の資源、これを最大限活用できるように、過疎化また高齢化社会が進む中であっても明るい展望が切り開けるように、高い見地でもって取り組んでまいりたい、このように考えております。

長尾委員

黒川委員のような長期的な広域的な視点の提言ではありませんで、小さなことを何点かお聞きいたしますが、先日3月3日、世間ではひな祭りですが、耳の日ということもありまして、この日、県立障害者交流プラザで耳の日記念福祉大会というのが行われまして、情報コミュニケーション法の実現を目指してという講演が午前中にあり、午後からは徳島駅前で街頭啓発活動がございました。それには小森政策監補とか小谷保健福祉部長とか田中障害福祉課長とかに出席いただいて、かつビラ等の配布の御協力もいただいたということで、関係者の皆さん敬意を表しているところでございます。

その中で要望がございました中で、きのうの文教厚生委員会では、きょう新聞にも報道されておりましたが、県立中央病院が新装なりまして、大学病院との総合メディカルゾーンというようなことで、そのハード的な整備は26年度に終わるという記事も報道されておりました中で、ソフト面で1つ要望したいし、お聞きしたいと思います。この聴覚障害者制度改革推進本部の各種団体の皆様方から、やはり病院での通訳、聴覚障害者の方はこれが非常に大事だということで、現在、中央病院ないしは徳大病院には聴覚障害の方が来られたときに手話通訳者というのを設置しておるかどうかをお聞きしたいと思います。

田中障害福祉課長

長尾委員から県立病院並びに徳島大学病院における手話通訳者の設置状況について御質問いただいております。県立病院につきましては、3病院とも現在は手話通訳者は設置されておられません。ただ病院局におきましても、院内におけるコミュニケーションの確保につきましては極めて重要なことと考えた上で、例えば総合案内所あるいは受付については携帯の筆談器を設置するというを行っております。さらに病棟の中でもドクターそして看護師の方がその筆談器を活用して、意思疎通を十分に図れる状況を整えているというふうな報告がございました。なお、対応するスタッフに対しまして、手話を含めた研修については、しっかりと今後とも行ってまいりたいというふうなお話もございました。徳大病院につきましてはちょっと承知してない部分でございます。

長尾委員

基本的には手話通訳者を設置していないということでありまして、そういう中で全国的に公立、県立とか市立の病院で、この手話通訳者を設置している病院がふえてきております。もちろん事前にファクスなんかで予約をして、その日その時間に手話通訳者を用意すると

いう方法もありますけれども、しかし急患や別に事前でない方でも来るわけでありまして、そういった際に今の話の携帯筆談器とか、それはもう最低限のことであって、それでスピードとかというものに対応できるかというところではない。医者も看護師も困る。やはりそこにきちんとした手話通訳者がいて、的確な対応ができるというのは大事でございます。そういう中で常時その病院の時間帯にいるということがベストでありますけれども、場合によっては曜日を決めるとか、もちろん通常のファクスなんかで予約があった場合は対応できるようにするとともに、曜日を決めるとか、もしくは交代制ですとかいろいろな取り組みが考えられるのではないかと。

少なくとも、今回、総合メディカルゾーンというのであれば、今のような答弁で徳大でやっているかどうか知らんというようなことではとてもゾーンとは言えない。だからこのことについては、建物ができてもそこで行われる内容がレベルアップしないと意味がないわけでありまして、だからこの際、県立中央病院と徳大病院が相談して、この聴覚障害者の方々に対応する体制を検討すべきで、できれば常時設置するといったことを目標において、私は早急に双方の話し合いをしてこそ総合メディカルゾーンにふさわしい体制と言えるのではないかと、このように思いますがいかがでしょうか。

田中障害福祉課長

今、長尾委員から徳島大学病院と県立中央病院の総合メディカルゾーンを通じたソフト面での一体性という面で、特に聴覚障害者に対するコミュニケーション支援の話がございました。今お話のあった部分につきましては、聴覚障害者にとってのコミュニケーションというのはまさに命の綱でございます。そういった意味で命を大切に、安全・安心の最後のとりでであります病院に対しましても、我々としてしましては障害福祉担当部局からしっかりと情報を提供して、そういった取り組みを促してまいりたいというふうに考えております。

長尾委員

この件は了としたいと思います。これは、病院局はここにいないので、その点このトップの保健福祉部長のほうから病院局長とも話をして、かつ大学とも話をして、これは前向きにやるのかどうかだけ、決意だけ聞きたい。

小谷保健福祉部長

私も3月3日、耳の日に街頭で啓発に参加させていただきました。聴覚障害者の方にとっては、通常の音声言語ではなくて手話が一つのコミュニケーションの大きな手段であるということを改めて感じたところであります。ただいま長尾委員からの分につきましては、新しい県立中央病院また総合メディカルゾーンが全体としてユニバーサルデザイン、こういう精神に基づいて、だれにとっても優しく強い病院ということで中央病院も目指しておりますので、ただいまの件につきましては病院局としっかりと協議して、前に進むように取り組んでまいりたいと考えております。

長尾委員

今の部長の御答弁で了としますが、ぜひ早期に大学と話をさせていただいて、早期に実現できるように要望しておきたいと思います。来年の耳の日にまた言わなくちゃいけないなんてことのないようにしていただきたいなど、このように思うところでございます。

関連しまして、今回知事の所信の中にもありましたが、災害時等に徳島県の社会福祉協議会にボランティアセンターを設置していろいろ支援をすると、こういった話がございました。そういう中でやはり聴覚障害の方また視覚障害の方、いろんな障害の方がいらっしゃいますけれども、特に聴覚障害の場合は手話通訳、要約筆記者、触手話、また聾の方は介助員とか、いろんな支援者が必要だと。そういった方々が、いざ災害があったその当該市町村、例えば手話通訳とか要約筆記というのは市町村が育成したり、市町村が登録したりするというのが常だけれども、しかしその当該市町村がやられた場合にほかの市町村から応援に行くと。こういうシステムをつくっておかなくちゃいけないというふうに思うわけございまして、ぜひいろんな避難所における支援制度、ネットワークに加えて、県がいろいろ災害協定を結んでいるけれども、やはりこうした手話通訳、要約筆記者、さらには触手話、さらには介助員、そういった方との災害協定を結んで、徳島県社会福祉協議会のセンターの中にきちんと位置づけるべきではないかと思いますが、この点はどうでしょうか。

田中障害福祉課長

障害者が被災する際に要援護者の支援団体と県とが協定を結ぶ必要があるのではという御質問でございます。私ども、要援護者対策といたしましては、少しさかのぼりますけれども平成16年の3月でございます、委員も御承知かと思いますが、災害時の要援護者支援対策マニュアルというものを実はつくっておるわけでございます。その中で災害対応能力の弱い災害時の要援護者の方々への支援のあり方、そして支援の体制をどういうふうに組み立てていくかということマニュアル化しております。平成23年3月11日の東日本大震災を受けまして、その内容についてより実効性が高まる改訂を行ったところでございます。そのマニュアルの中でございますけれども、一部御紹介いたします。災害時の要援護者支援対策の体制整備という項目がございます。そして、その中の関係団体等との協力関係というのを結ぶ項目がございまして、その中には日ごろからこれらの関係団体と連携をとり、災害時における協力体制を確立していくことが必要であるというふうに書いてるところでございます。

さらに我々、東日本大震災の教訓をもとに医療と保健と福祉分野の災害時のコーディネーターというのを設置しております。具体的に障害者ということになれば介護福祉コーディネーターということで、私、障害福祉課長も県庁の総括ということでございます。それともう一名は長寿保険課長の志田でございます。そういった県庁の総括とともに各圏域、東部圏域、南部圏域そして西部圏域にそれぞれチーフコーディネーターを設置して、広域的な調整、例えば福祉避難所が設置されたときに、それを支援するボランティアの方々がどういう動きをすればいいか、そういう広域的な必要性が生じたときの調整を行うというふうに行っているところでございます。

その中で今、委員からお話ございました例えば手話の関係者、関係団体につきましても、これは私が所掌しておりますので、私のほうから各団体に対しまして、例えば阿南の

ほうでどうしてもこういう支援が必要ですよという話を丁寧に申し上げるといことで、まず我々考えますところは、日ごろからの連携といいますか、話し合いが必要ではないかというふうに考えているところではございます。ただ、委員からお話がありました協定につきましても、昨年6月でございますけれども、社会福祉施設等6団体と災害時の相互応援協定というのを締結しているところでもございます。私どもといたしましては、発災の際にいかに有効に機能するかという観点と、それと障害当事者の意向等を確認しながら、そういったものも視野に入れて取り組みを進めてまいりたいというふうに考えている次第でございます。

長尾委員

今、田中課長のほうから御答弁がありました。ぜひそういったことが有効に機能するようにふだんの関係団体との交流、意見交換をしっかりしていただきたい、このように思います。

次の質問ですが、先ほども池田の特別支援学校の話がございまして、県外の方も来られているというような話であります。本県も特別支援教育については大変力を入れておられるわけですが、そこで、そういう特別支援教育の生徒さんたちの寄宿舎でお世話する寄宿舎指導員という方がいると思うんですが、現在この寄宿舎指導員というのが何箇所正規が何名、それから臨時の方が何名いるのか教えてもらいたい。

松山教職員課長

ただいま長尾委員さんのほうから特別支援学校の寄宿舎における指導員の数について御質問いただきました。現在、県下の盲学校・聾学校・板野支援学校・国府支援学校、この4つの学校に寄宿舎を設けております。寄宿舎指導員の数でございますけれども、平成24年度で言いますと、正規が26名、いわゆる期限付きの臨時の方が25名というふうなことになります。

長尾委員

今お話の正規の26名の年齢、年代別内訳を教えてください。50代が何人、40代が何人、30代が何人、20代が何人。

松山教職員課長

年齢別に、正規の方は26人ですけれども、そのうち50代が6名、40代が15名、30代が5名ということになっております。

長尾委員

50代が6名、40代が15名、30代が5名、20代がゼロと、こういうことだね。それで今後こういう特別支援を必要とする児童のお世話をするこの寄宿舎指導員、これはやはりいろんなノウハウを持っておこなくちゃいけないと思うし、今後この50代の方等も随時退職されていく。そういう中であって、やはり継続的なお世話ができるためにはこの寄宿舎指導員の採用ということが必要となってくる。この寄宿舎指導員の採用試験というのは直近で

いつやったのか、そして今後いつやる方向なのか教えてもらいたい。

松山教職員課長

寄宿舎指導員の採用のことについて御質問いただきました。長尾委員さんおっしゃったとおり、寄宿舎の指導員の職務といいますのは寄宿舎における生活指導、その他で大変重要な役割を担っております。直近では平成17年度に採用試験を実施いたしましたが、それ以降は実施できておりません。かねてより、このことについては検討してきたところがございますけれども、今後、盲学校・聾学校の併置に伴って寄宿舎が1つになるというふうな中で、その寄宿舎指導員の定数状況を見きわめた上で検討したいと考えております。

長尾委員

17年といえば今から8年前。8年前に採用試験をやって、多分この30代の5名というのが対象なのかなと思うけど、少なくとも8年たっているわけで、今回、盲・聾の特別支援学校ができる。その中で今後さらに特別支援教育の充実を図ると、こういう観点からすれば、やはりこの盲・聾の学校、その状況を見てというお話ではあるけれども、間違いなくこれは、将来50代の人はやめていくわけだから、この20代の続く方々の人材育成というようなことを考えたときに、私はやはりこの25年、26年ぐらいには採用試験をして、しっかりとした人材の流れをつくっていくべきだと、このように思いますけれども、この点について課長の上の方、どなたかお考えを聞かせていただけたらと思います。

佐野教育長

長尾委員のほうから寄宿舎指導員の採用というふうなことで、経験それからベテランの方が多いいということで、過去8年間実施していない、今後の見通しということですが、御指摘のとおり当然定年がございますので、それについては早めていただくというふうなことで、この再編を見通した上で早期に必要な対応をとっていきたいというふうに考えます。

長尾委員

県の職員の皆さんもそれぞれうまく県民へのサービスが低下しないように、そういう長期的な人材の配置ということが求められているのと同じように、やはりこの寄宿舎指導員についても大変大事な方々でありますので、ぜひ早期に私は採用試験を実施すべきだと重ねて強く指摘をさせていただきたいと思います。

それから次に、本会議で私は生活保護世帯の生徒に対する学習教室の開設、これは貧困の連鎖を防ぐということで申し上げました。答弁では生活保護世帯の調査をして、その結果を見て効果的なことを考えるというような中で、質問した25日の翌日26日に、熊本県で既に学習教室を実施しているそういう担当者を招いて研修会をやるというような答弁でございまして、今後、学習教室の開設について前向きな検討をするというような御答弁だったかと思いますが、その26日の熊本県の担当者の研修を受けて、徳島県として具体的にどのように考えているのか、教えていただきたいと思います。

大西地域福祉課長

今、長尾委員のほうから、26日の研修を受けて今後どのように学習教室の開催に取り組んでいくのかという御質問をいただきました。この26日には熊本県のほうから担当者2名の方にお越しいただいて、福祉事務所の指導員を初め、職員等での研修会を開催し、熊本県の取り組みをお聞きする中でいろんな意見交換もさせていただきました。非常に有意義な研修会だったと思っております。こういった研修会も通じまして、徳島県として本県の実態にあった学習教室の開催ということでどういった開催方法ができるか、そのあたりは昨年10月に設置した若者生活支援企画員室がございますので、ここで十分協議、検討を重ねながら、引き続きどういった方向でできるか、今後さらに検討を進めてまいりたいという状況でございます。

長尾委員

先日、私は埼玉県に行ってまいりまして、埼玉県の生活保護世帯の生徒に対する支援のあり方、事業名は長いんですけど、短くした表現でアスポートという、あすを支えるというアスポートというような表現で3年間取り組んで、このたび本まで出して240万人の生活保護時代に埼玉県が率先して取り組んだと。1つ目は学習支援、2つ目には就労支援、3つ目には住宅支援、こういう3点。先ほどお話のあった住宅支援のようなこともございましたが、学習支援の中で大変な成果を上げておられると。埼玉県下では各福祉事務所で全部このことを実施すると。場所は老健施設なんかでやって、OB教員の組織とタイアップして、そのOB教員が県下の44だったかな、大学の学生、そういった人たちに教育をして、先生と大学の学生と一緒にマンツーマンでいろんな生徒さんを教えると。もちろんOB教員は家庭訪問をして、来るのを待つのではなくて、みずから出かけて行ってきちっとやると。そういう中で老健施設でやると、そこの老健施設に入所している高齢者の方々が自分の孫のように接して激励もする。また、その生徒さんは自分もおじいさん、おばあさんと一緒に住んでいる子ばかりじゃないから、そういう中で高齢者の方々への対応とか接し方とかそういうものを学んでいく中で、大変向上心ができておると。

300名ちょっとの中で、二百九十何名かが高校進学を果たしたというような実績も言っておられましたけれども、間違いなくこれは、埼玉県さんなんかの話を聞くと、貧困の連鎖を防ぐ意味で、この学習教室の開設は大変効果があるというようなことを自信を持って語っておりました。そこにいくまではなかなか苦労があったようでもありますけれども、ぜひ今回、この生活保護に対するあり方が議論されている中で、徳島県としてもやはりこういう先進的な事例はしっかり熊本県さんから学んでやっているということですが、できれば一日も早く開設を私は望みたい、このように思うわけございまして、これについても課長さんの上の方の決意を聞かせてもらいたい。

吉田福祉こども局長

生活保護家庭の子供たちに対する学習教室の開催ということで、この部分につきましては、先ほど課長のほうから10月に設置した企画員室のほうで今議論をしていると御説明させていただき、引き続き議論をするという話もさせていただきました。先月26日に県下の福祉事務所の職員、教育委員会の方も御参加いただきまして、学習教室に既に取り組んで

いる熊本の方の御講演、そして相談もさせていただきました。その中でプライバシーの保護、会場の確保、保護者の理解、そしてボランティアの確保といった形の大きな課題が確かにあるというお話、始まって半年程度でございますので、そういう課題はあると。ただ、この事業については有意義な事業だというふうなお話も確かにいただいておりますので、先ほどの企画員室、さらには県下の福祉事務所と私どもの会合もでございますので、そういうところでもできれば議題にしていって、しっかり前向きに検討していきたいと思っております。

長尾委員

お聞きしたら、埼玉県内の県と協定を結んでいる大学、その大学の学生さんがボランティアで参加する。もちろんOB教員の場合はそれなりの報酬があるわけですが。もちろん交通費とかは出るんだけど。そういう中で教育ということについて学生さんに対してもすばらしい効果が出ておる。それもちゃんと単位に入れるような形で取り組んでいる。だから今、徳島県でも県議会なんかも地元の文理大学とか四国大学とかと包括連携協定を結んでやっているけれども、県内の大学なんかとも連携をとって、学生時代にそういう現場をしっかりと踏まえた、単に教員になる前に何か行くっていうのではなくて、そういう生徒さんしっかりと接するということが、かかわった学生さんたちにとっては大変な効果があるし、また教えられるほうもいい人間関係ができるっていうことも聞いておりますので、ぜひこれ早期に実現させていただきたいと、重ねて要望しときたいと思います。

最後に、先日も徳島県が障害者の方々の授産施設で生産する製品の平均月額工賃といったことについて私も取り上げたんですが、三好地域で障害者の方々が高齢者の方を訪問してそういうものを届ける。さらには安否の確認をする。こういう全国で初の取り組みということで大変注目しているわけでございますけれども、特に過疎地での事業ということでは、これが成功すれば大きく全国にも影響するんでありましょし、またこれはぜひ三好で成功させていただいて、三好だけじゃなくて県内の過疎地っていっぱいあるわけで、そこでもこうした取り組みを順次、早くやってもらいたいなど。そういうことによって、過疎地の高齢化対策さらには障害者の月額工賃とか、そういう社会的自立等にもつながっていくという意味で、三好だけでやるわけですが、この後の計画についてはどのような考えを持っているのか教えてもらいたいと思います。

田中障害福祉課長

委員から御紹介ございました平成25年度のゼロ予算事業でございます。障害者が繋ぐ地域の暮らし“ほっとかない”事業というふうに我々呼んでいるわけでございますけれども、もともと三好市の箸蔵地区でございます。そこには御老人とか援護が必要な方たちをほっとかないで支援していこうというような、非常に我々としてもありがたい風潮と申しますか、風土がございました。その中で実はこの事業が始まりつつあるといった背景がございます。具体的には、先ほど委員のほうからも御紹介がございましたけれども、授産品、特に箸蔵地区の授産施設におきましてはお弁当をつくるのが非常に得意と申しますか、カロリー計算もできて品質的にも味的にもいいお弁当ができるということで、そのお弁当を箸蔵地区の特に北山地区という部分でございますけれども、限界集落が大体5から10ござい

ます。そちらに配って、ひとり暮らしの御老人の方でありますとか夫婦でお年寄りの方で、なかなか買い物に行けない方を支援していこうというふうな取り組みを考えているところでございます。もともとそういった素地がございましたので、我々があと準備するものといえば、お弁当を配りに行くような例えば車でありますとか、さらにはお弁当をつくるところの台所回りの改修でありますとか、そういったものに対して県としては既に支援を行っているところでございます。

4月以降、順調に立ち上がるということを前提に、私どもといたしましても、県内の限界集落の率というのは非常に高うございますが、恐らく授産商品をつくれる施設、その限界集落付近にも今少し計算した範囲では10ぐらいはあるのではないかと考えております。その10の施設が例えば10集落を救うだけでも、将来の機会費用というのは大幅に減少するというふうに考えておりますので、そういった例えば南部圏域への展開とか、具体的にはまだこれからではございますけども、施設等を絡めて具体的な展開を年度早々に検討するとともに、我々新しいモデルとして国の実証実験のほうにも手を挙げてまいりたいというふうに考えているところでございます。

岡田委員

2点、3点くらい質問させてもらいたいと思います。まず、午前中にもすだちくんメールの話が出てたんですけども、また昨日の文教厚生委員会のときにも保健福祉部さんのほうへの要請ということで、すだちくんメール、PM2.5の情報開示という部分での取り組みのほうを伺わせてもらったんですけど、この委員会では担当の部署がありますので、その部署のほうに聞きたいと思います。先ほどすだちくんメールのところを調べてみましたら、徳島県庁のホームページ、トップページからすだちくんメールのアイコンがあって入っていけるんですけど、そこに携帯電話とパソコンを御用意くださいという書き方をされていて、私はまだ携帯電話なんですけど、今スマートフォンの普及率が非常に高く、もう一つ高齢者用のスマートフォンっていうか、使いやすいスマートフォンというのができたので、結構、世代関係なくスマートフォンの普及率が上がってるんですけど、スマートフォンの対応はどうなっているんですか。

妹尾県民環境部長

すだちくんメールのお話でございまして、携帯電話といえますのはごく普通の携帯電話でございます。それだけではなかなか登録できないと。ただしスマートフォンとかパソコンがあれば携帯とあわせて登録ができると、そういうふうになっております。

岡田委員

スマートフォンからそのまま入っていけるようになってるんですね。それだったら、スマホの方、大丈夫ですというふうな一言、文言っていうのもぜひ。画面が開いたら登録できるのでスマートフォンの方は登録できると思うんですけど、私もあの画面を見たらパソコンと携帯と両方なかったらできないと思ってしまったので、そのあたりの注意。せっかく、すだちくんメールを活用して情報発信をされるのであれば、そこまでぜひ配慮していただきたいなど。これは要望させていただきます。

それともう一つ、すだちくんメールの話なんですけど、災害の警報が出ましたっていう情報伝達であったり、若干タイムラグはあるんですけども、どこにいながらでも携帯電話またスマートフォンのほうにメールが来るっていうことで非常に便利だということと、今、環境問題っていいですかPM2.5の問題で、すだちくんメールでそのタイムリーな情報を流すっていうことになってますんで、ぜひそのすだちくんメールへの登録のキャンペーンといいますか、ちょうどこの4月で皆さん新入社員になったり、先般徳島大学で入試があって、かなり道が込んでたんですけども、徳島に来てくださる転入者の人がふえると思います。それで、ちょっとさっきネットで調べてたんですけど、新社会人の方で70%強くらいの方がスマートフォンを利用されているっていうことになってますので、ぜひこの機会にすだちくんメールの登録、社会人になったらすだちくんメール登録とか、徳島の大学に入ったらすだちくんメール登録とか、それぞれの関係機関と連携しながら、また商工会議所さんとか商工会さんとかとも連携をとりながら、ぜひすだちくんメールの活用、普及というのを進めていただきたいと思いますと思うんですけど、いかがでしょうか。

妹尾県民環境部長

すだちくんメールにつきましては委員からお話がありましたように、災害、地震速報ですとか、津波速報、それから食の安全・安心情報メールとか多種の登録があって、関心があることが送られるような仕組みになっております。この全体については危機管理部が所管しておりますが、今回PM2.5につきましては、このすだちくんメールで配信できるという手続をとっていただいたら、その情報が入ってくるという改定を行ったところであります。現在調べてみますと約2万件くらいの登録があるようでございますので、有用な情報がまさしく詰まって、安全・安心に役立つという認識のもと、危機管理部だけでなく全庁を挙げて推進をしてまいりたいと思います。

それと先ほど古田委員からも御質問があって、学校のというお話があったものですからお答えできなかったんですが、パソコンとか携帯とか、そういうものを活用されていない高齢者の方とか、そういった方への情報につきましても、さきの総務委員会で中山委員から県庁のコールセンター、電話で問い合わせして即座に対応できるようにしたらどうかというふうなお話をいただきまして、それは早速対応するようにいたしまして、コールセンターにかけていただいたら携帯電話とかパソコンとかお持ちでない方にも即座に答えられるような、そんな対応もいたしました。

また、より広く知っていただくためには、やっぱりマスメディアが重要でないかと思っておりますので、そのあたりについても情報提供して御協力いただけるように、今まさしく要請しておるところでございますので、そういった情報が県民の方へスムーズに、またわかりやすく幅広く伝わるように、一生懸命取り組んでいきたいと考えております。

岡田委員

ありがとうございます。ただ2万件っていうのは多いか少ないかわかりませんが、多分ごっつい少ないですし、県庁の職員さんが3,000人おったとして、学校の先生が8,000人おったとしたら、その人数分くらいなのかなと思ったりもするし、また警察の方とか県職員さんだけでもその2万人の数余るんじゃないかと思うので、まずは県庁内からの取り組

みといますか、身近なところから取り組んでもらうとともに、情報が必要な方に情報発信をしますよという一方通行じゃなくて、受け取ってもらうための努力っていうのはぜひしてもらいたいと思いますので、ここの部署全員、ほとんど全部の部署が入ってますので、各部署でそれぞれ取り組みをしていただけるように要望してもらいたいと思います。徳島県、南海トラフ地震のやはり危機管理の部分での取り組みっていうのは一生懸命されてても、結局受け取ってもらう方に情報が伝わらなければ何ぼ情報発信しても意味がありませんので、ぜひ受け取ってもらえる努力っていうのを重ねていただきたいと思います。ぜひお願いしたいと思います。

それともう一点、今回も岩丸先生が質問もされましたし、我が会派は DankSoft さんのほうへ視察も行かせてもらったんですけども、サテライトオフィスの展開っていうことで、3月4日にあしたのチーム三好ランドっていうのが開設されたと思うんですけど、今現在、何企業さんが徳島に入ってきてくれている状況なんですか。

窪集落再生室長

岡田委員のほうからサテライトオフィスについての御質問をいただきました。サテライトオフィスの展開につきましては、昨年3月に策定いたしました集落再生プロジェクトの中核的な取り組みの一つというふうなことでございますけれども、現在までに神山町で9社、美波町で2社、三好市で先生からお話があった1社、合計12社の企業が県内でオフィスを展開いたしているところでございます。

岡田委員

ありがとうございます。その企業さんは全部東京からなんですか。出身といいますか、来ていただく前の、今もオフィスはあると思うんですけども、その場所はどこが多いんですか。

窪集落再生室長

委員のほうから、企業がどこから展開されているかというふうなことでございましたけれども、当初は東京のほうから展開の企業が多かったわけでございますけれども、このたびプロジェクトをリードいたしますICTの企業に加えまして、映像関連の企業が3社展開してきたところでございますが、この中の1社につきましては関西圏のほうから初めて徳島県のほうへ進出されてきたところがあるといった状況でございます。

岡田委員

12社分の1社が関西で、あとの11社が関東というか東京エリアからですね。それで実はサテライトオフィスさん自体には、今年の会派の質問の中で重清先生がおっしゃってた中に、サテライトオフィスさん自体の地域の活性化・地域再生の役割という部分と、その地域にスポットを当てた物産品の販売の支援につながりませんかというのを多分昨年、会派のほうで質問させていただいてたんですけども、その話の詳細は、やっぱりサテライトオフィスで徳島県に企業を持って来ようかと思っていた皆さん方は、実は都会に疲れている方がいらっしゃるというのが主であって、今回サテライトオフィスの皆さん、こ

の間の視察での話によりますと、やはり川の中でパソコンを持って仕事をしているあの映像がインパクトがあって、徳島県っていう知名度が上がりましたよってというような、すごくヒントをくださっているんですね。自然の中にながら一番最新のハイテクで仕事ができるっていう環境は徳島県以外にありませんとまで言ってくさっているこの状況にあるのをフルに活用して、ぜひ今、集落再生でわざわざ皆さんが神山であったり、三好であったり、伊座利であったりに行ってくさっているの、そのこの部分の物産品。徳島スーパーブランドっていう徳島ブランドの売ってる部分は、メジャーな物ばかり一生懸命売ろうと徳島県はされとんですけど、そうでなくて過疎地域のおじいちゃん、おばあちゃんたちがずっとつくり続けてきている、そこでないにつくれない物っていうのがあるんですね。

実は先般、去年、おとしかな、木屋平に行ったときに、ちょうどクリのあんをつくったクリのもちっていうのをおばあちゃんがつくってくれて、私、鳴門の者でも初めて見たんですけど、木屋平だったらクリの森がいっぱいあるからクリしかないんよという話なんですね。クリしかないから、クリのあんこをわざわざつくって、クリの入ったおもちをつくって、おばあちゃんはこんなんでごめんよって言うんですけど、私らにとったら見たこともないし、食べたこともないし、こんな手間暇かけて。クリって大体、皮むいてからゆでてあんこにするまでどんだけ手間暇かかっとうかって考えただけで気が遠くなるぐらいの手間かけてくれとんやけど、その手間は全然自分の価値に入っていないんですね、そのおばあちゃんの。そのおばあちゃんにとっては、せっかく遠いところ来てくれたのに、こんなんしかなくてごめんねって言うんですけど、結局はそのクリのあんこの入ったおもちってのが、徳島県の本物のスーパーブランドといいますか、隠された宝物ではないかと思うんですけども、私としてはその過疎の地域にぜひスポットを当てて、都会から来てもらった方たちの洗練された感覚と合わせて、もう一度全国に売り出していくっていう過疎ブランドのスーパー化っていうのに力を入れたらどうかと思うんですけど、いかがでしょうか。

丸谷企業支援課長

サテライトオフィスのICT関係の企業の進出を機に、地域経済をどう活性化していくかというような御質問かと思えます。我々商工労働部といたしましてもこのプロジェクトに参加いたしまして、地域振興総局と一体となって支援しているところでございます。そういったことで我々の持つております補助金を利用いたしまして、そういった企業が徳島で長く活動していただくよということ、補助金を支出させていただいておるところでございます。委員おっしゃいましたように、これからそういったサテライトオフィスをより多く誘致するということはもとより、そういった誘致した、徳島に来られた企業さんいかに徳島を売っていただくか、あるいは徳島の地場の企業、地域の人たちといかに連携して、新たなビジネスを創出していただくかということが、これからの大きな課題となっております。

そういったことで、来年ちょうどサテライトオフィスに限らず、そういったクリエイターの方々と地域との連携を視野に入れた新たなプロジェクト事業も、商工労働部として新規事業として取り組むこととしておりますので、そういった中で地域と融合した新たなビジネスというものに取り組んでまいりたい。そういったことで地域経済あるいは雇用の創

出に結びつけてまいりたいというふうに考えております。

岡田委員

ぜひその視点の中にもう一つ、過疎の地域のおじいちゃん、おばあちゃんたちが今元気におるから守られてきているものってあるんですね。今何でこんな話をするかという、話ちょっと飛びますけど、最近NHKで恋する雑貨たちってBSでしているのを知りませんよね、知ってますか。それで世界中の雑貨を紹介しているんですね。私はすごい雑貨が好きなので20年ぐらい前から皆ではまっていた雑貨が今やっとブームになってきていると。その背景には何があるのかなと自分的に分析すると、パソコンが普及して今書道が見直されてきてます。ということは、結局機械化されていくと、より人間的な物のほうが価値がある時代になったのかなと思うんです。

何で過疎のおじいちゃん、おばあちゃんたちの物にもっと価値を見出して売り込んでほしいかという、手作りの物、世界に1つしかない物、おじいちゃん、おばあちゃんが手間暇かけて、時間をいとわんでつくってくれた物というのを、売りたい物を売るのではなくて、売りにくい物でも買いに行きたいっていうような、そういうふうな物をぜひ売ってもらうことによって、その過疎の地域の伝統で守られてきた祖谷のお芋さんであったり、さっきのクリのおもちであったり、そこでしか多分伝わってこない物っていうのはたくさんあるし、徳島県内狭いようで広いようでっていうか、それぞれの地域でないと食べられない物はたくさんありますので、そういう物にスポットを当てて、ぜひそのサテライトオフィスの皆さんたち、クリエイターさんたち、それこそITを使うとすぐに全国発信、世界発信していただけますので、そういう物をぜひ取り上げていただきたいのと同時に、そのおじいちゃんたちの後継者が育っていけるような仕組みづくりっていうのもぜひ検討してもらって、そのサテライトオフィスの方が一過性ではなくずっと継続して、徳島っておもしろいところで、まず導入部はITのほうのブロードバンド化が進んだので、徳島っておもしろいよって来てくれたんだけど、実際来た方たちが言うのはみんな、徳島ってすごいおもしろいし、文化が深いし、いろんな切り口があってすごいですねっていう話をたくさん伺わせていただくにつけ、それぞれの私たちが見落としている価値っていうのは、多分外から入ってきた方たちのほうがわかりますんで、特にクリエイターの皆さん非常に敏感ですし、美的なもののセンスも非常にいいですので、ぜひその方たちとの共同プロジェクトという中に、販売目的でしたら多分採算とれんだろうけど、この価値は絶対あるよっていう一点物っていうことでの売り込みの仕方というのも考えてもらって、過疎の地域にスポットを当ててお願いしたいなと思うんですけど、いかがでしょうか。

窪集落再生室長

委員からお話がありました過疎地域での産物を発信していくというようなことにつきましては、地域の産業振興といった面でも非常に重要な事項だというふうに考えてございます。まず県内では実は1月に大手量販店のほうで、そういった県内の地域の産物を持ち寄っていただきまして、28の事業者の方に即売会をしていただいたところでございます。IT企業関係のお話で考えますと、現在進出いただいている企業の中でオンラインショップを検討いただいているというふうなところもあるところでございます。委員の御提案の

趣旨を踏まえまして、今後もそういった活動を進めてまいりたいと考えてございますので、よろしく願いいたします。

岡田委員

ぜひお願いしたいと思います。今、手工芸っていうのが女の人だけじゃなくて男の人にもはやってまして、やはり社会が進化していくと人間は人間らしく原点に返っていくのかなという。それともう一つは多様化している部分があって、買う側の人、選ぶ側の人を選択できるっていう環境も整ってきていると思いますので、それは多分、大量につくることは不可能だと思いますけど、大量じゃない分、1個の価値が非常にありますので、そういうところの見直し。1個しかないから売れんよねじゃなくて、1個もあったら売れるわけ、そのものがあれば売れるわけなので、それをぜひ、過疎の皆さんがつくったぬくもりのある商品という付加価値をつけてもらって、それともう一つ、絶対その商品しかないですよ、世界に1個だけですよっていう部分もPRできるように。

ただ単に1個の物をオンラインショップで売ったところで買ってくれる人はいないので、そのストーリーとか背景が絶対に、それは過疎の商品のみならずすべてにそうなんですけど、やっぱりそのストーリーをつけて、それこそ天空のサラダは、池田のおじいちゃん、おばあちゃんがつくったのはこれですっていうような自然背景、それを見たら、その自然が思い浮かぶぐらいのキャッチフレーズをつけながら売ってもらうっていう戦略こそが、過疎の皆さんが元気になっていく。おじいちゃん、おばあちゃんがこんなんでも皆が喜んでくれるんやって思って、気づいてもらうことによって生きがいにもつながっていきますので、ぜひお願いしたいなと思います。それで商工労働部さん、売り込んでもらえますか。

久住商工労働部副部長

今、委員御指摘のとおり、本県、サテライトオフィスというキーワードで、とりわけ神山を初め、過疎地域が大いに注目を浴びてきていると思います。これを機会にぜひ、課長等がお答えしましたとおり、単に県外のそういったIT企業が集まってくるというだけでなく、その地域がなぜ注目されているのか、その点を大いにアピールしまして、例えば本県毎年2回ほど東京・大阪でビジネスフォーラムをトップセールスしてございます。そういったところにもぜひ一緒に参加していただきまして、徳島のよさを出していただく。そこで同じように物産品もおっしゃったようによさを売り出していく。ひいては観光にもアピールをしていただけるというふうにして、今徳島はこの平成26年、高速ネットワークが非常に進む中で大いに交流が盛んになっていく時代ということでもございますので、ぜひIT企業が集まるこの機会を逆にとらえまして、徳島からの情報を都市部に出していくという観点を大いに持って、今後、物販を初め、観光、地域、過疎を徳島の強みとして売り出していきたいというふうに思っております。

古田委員

障害者の法定雇用率がこの4月1日に改定されて変わるわけですがけれども、今現在は徳島県それから県教委も皆それぞれ達成しているわけですがけれども、今後の改定に向けてど

のように取り組んでいくのかだけお伺いして終わります。

新居労働雇用課長

障害者の雇用促進についてということでございます。委員おっしゃいましたように法定雇用率については、民間企業についてはこの4月から、来月になりますけど2%ということになります。本県の法定雇用率、最新で言いますと1.68%ということで達しておりませんので、一層障害者の雇用促進に向けては取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。その一つといたしまして昨年10月には障害者の雇用促進条例というものも設けました。全国でも大阪府に続いて2例目というようなことでございますので、こういったところ、条例の趣旨を啓発していくとともに行動計画等を作成いたしまして、雇用促進に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

松山教職員課長

教育委員会のほうといたしましては、本年度雇用率2.03%で24年度における2.0%は達成しておりますけれども、今後引き上げられまして2.2%となっていくこととなっておりますので、今年度末で教員のほうでも障害者特別選考によって手帳を持たれる方も採用もしておりますので、ただ今後できるだけこの2.2%も達成できるように取り組んで、努力はしてまいりたいと考えております。

藤田委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

以上で質疑を終わります。

次に請願の審査を行います。お手元に御配付の請願文書表のとおり、1件となっております。請願第16号「乳幼児医療費助成の拡充について」を審査いたします。本件について理事者に説明を求めます。

小谷保健福祉部長

請願第16号について御説明させていただきます。

①の乳幼児等医療費助成制度の対象年齢につきましては、厳しい経済状況が子育て家庭を直撃していることにかんがみ、平成24年10月から対象年齢を小学校修了まで拡大いたしております。

②の自己負担につきましては、厳しい財政状況のもと、広く支え合い、将来的にも持続可能な制度とする観点から、一定額の負担をお願いしているところでございます。また、所得制限につきましては基準が緩やかなため、子育て家庭の保護者の多くが範囲内となっております。なお、実施主体であります市町村が現物給付を選択する場合は市町村の判断を尊重し、助成対象といたしております。

③につきましては、これまでも国に対し、さまざまな機会を通じて乳幼児医療費の負担軽減を要望しているところでございます。

藤田委員長

理事者の説明はただいまのとおりであります。本件はいかがいたしましょうか。

（「継続」と言う者あり）

（「採択」と言う者あり）

古田委員

採択でお願いいたします。

藤田委員長

それでは意見が分かれましましたので、採決に入ります。

お諮りいたします。本件は継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は御起立をお願いいたします。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本件は継続審査とすべきものと決定いたしました。

以上で請願の審査を終わります。

【請願の審査結果】

継続審査とすべきもの（起立採決）

請願第16号①、②、③

この際、お諮りいたします。常任委員の任期は本定例会の閉会の日までとなっておりますが、我々、特別委員会の委員におきましても、慣例により常任委員の任期に合わせて閉会の日辞任することになっております。そこで、辞任の手續につきましては委員長において取り計らいたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、そのようにさせていただきます。

本年度、最後の委員会でございますので、一言ごあいさつ申し上げます。

まず、委員各位におかれましては、この1年間、終始熱心に御審議を賜り、また議事運営に格段の御協力をいただきました。本当にありがとうございました。おかげをもちまして、大過なく委員長の重責を全うすることができました。これもひとえに委員各位の御協力のたまものであると心から感謝申し上げる次第でございます。

また、小谷保健福祉部長を初め、理事者各位におかれましては、常に真摯な態度をもって審議に御協力いただきましたことに深く感謝の意を表する次第でございます。ありがとうございました。審議の過程で表明されました委員の意見や要望を十分に尊重され、今後の施策に反映されますようお願い申し上げます。

最後に、報道関係各位の御協力に対しましても深く感謝申し上げます。

時節柄、皆様方にはますます御自愛いただき、それぞれの立場で今後とも県勢発展のために御活躍いただきますことを御祈念いたしまして、私のあいさつといたします。どうも1年間本当にお世話になりました。

小谷保健福祉部長

本日出席しております理事者を代表いたしまして一言、御礼を申し上げます。

ただいま藤田委員長さんから大変丁寧なお言葉を賜り、恐縮いたしております。この1年間、審議を通じまして、藤田委員長さん、岡本副委員長さんを初め、委員各位におかれましては、過疎・人権関係の施策につきまして過疎地域に常に軸足を置いて、幅広い観点から種々御指導、御鞭撻を賜りましたこと、心から御礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

現行過疎法の見直しがいよいよ近く迫ってきている非常に重要な時期が来ております。また子供たち、高齢者を初めとして、いじめの問題も含めて人権の課題、重要な課題が山積している現状でございます。これまで委員会を通じていただいた御意見、これをまずしっかりと踏まえますとともに、過疎地域における現状、ここにはきょうも委員からお話があったのですが、そこに住んでおられる方々の安心した生活がある、基盤が安定してこそ、国土の保全また防災も含めた対応がしっかりできるという御意見を我々職員一同、心に刻んでこれからの施策の一層の展開に努めてまいりたいと考えているところでございます。

結びとなりますが、委員の皆様方の今後ますますの御健勝と御活躍を御祈念申し上げます。簡単ではございますが、理事者を代表してのお礼のあいさつとさせていただきます。どうも1年間ありがとうございました。

藤田委員長

これをもって、過疎・人権対策特別委員会を閉会いたします。（14時50分）